

政治団体の手引

令和4（2022）年2月

栃木県選挙管理委員会

はしがき

本書は、政治資金規正法(以下「規正法」という。)による政治団体の設立等の各種届出の手続、収支の報告、寄附の制限など規正法の概要について取りまとめたものです。

規正法関係の各種届出に必要な様式は、県選挙管理委員会に備え付けてあるほか、栃木県のホームページからもダウンロードできますので御活用ください。

本書が関係者の方々の政治資金規正制度の理解の一助となるとともに、正しい政治活動の手引書として御活用いただければ幸いです。

令和4(2022)年2月

栃木県選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会ホームページアドレス

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/k05/>

目 次

第1	政治資金規正法の目的	1
第2	政治団体等の種類及び定義	
1	本来の政治団体	1
2	政治団体とみなされる団体	1
3	政 党	2
4	国会議員関係政治団体	2
第3	政治団体の届出手続	
1	設立届	3
2	異動届	5
3	解散届	6
4	公 表	7
第4	資金管理団体の届出手続	
1	資金管理団体	8
2	公職の候補者の資金管理団体に対する寄附に関する特例	9
3	不動産の取得等の制限	9
4	資金管理団体による経常経費についての収支報告書への明細の記載	9
第5	会計帳簿の備付け及び記載	
1	会計帳簿の備付け及び記載	10
2	支出の明細書、あっせんによる寄附の明細書	10
3	領収書等の徴収	11
4	会計帳簿等の保存	11
第6	収支報告書の提出	
1	提出期限	12
2	収支報告書を提出しない場合の措置	12
3	政治団体の解散等の場合	12
4	収支報告書の記載事項	12
5	添付書類	18
6	収支報告書の記載例	19
7	収支報告書の要旨の公表及び閲覧	19
第7	寄附等の制限	
1	寄附の量的制限	20
2	寄附の量的制限の適用除外	22
3	違法な寄附の受領禁止	22
4	政党・政治資金団体以外の者に対する会社等の寄附の勧誘・要求の禁止	22
5	寄附の質的制限	26
6	寄附のあっせん等に関する制限	27
7	公職選挙法における寄附の禁止	28

第1 政治資金規正法の目的

政治資金規正法は、今日の議会制民主主義の下において、政治活動の担い手としてきわめて重要な機能を果たしている政党、政治団体及び政治家の政治活動に伴う政治資金の規正を通じて、政治活動の公明と公正を確保しようとするものです。政党や政治団体に設立の届出など一定の届出義務を課すとともに、政治資金の収支の状況を国民の前に公開し、さらに政治資金の授受について量的、質的側面から制限を設けるなど、種々の規正措置を講ずることにより、ガラス張りの政治を目指すことを目的としています。

第2 政治団体等の種類及び定義

規正法の定める政治団体には、本来の政治団体と政治団体とみなされる団体の2種類があります。なお、政党とは、政治団体のうちさらに一定の要件を満たすものをいいます。

1 本来の政治団体

本来の政治団体とは、次に掲げる団体をいいます。

- (1) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（規正法3①i）
- (2) 特定の公職の候補者（公職の候補者となろうとする者及び現に公職にある者を含む。以下同じ。）を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体（いわゆる「後援団体（後援会）」がこれに該当します。）（規正法3①ii）
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体（規正法3①iii）
 - ① 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - ② 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

Point 労働組合や宗教団体と政治団体

労働組合は、労働者がその労働条件の維持改善等を図ることを主たる目的として組織する団体であること、また、宗教団体は宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体であることから、いずれも政治活動をするものを本来の目的とするものではなく、規正法の定める政治団体とはなり得ないものと解されています。

2 政治団体とみなされる団体

規正法は、本来の政治団体以外に次の団体を政治団体とみなして取り扱うこととしています。

(1) 政策研究団体

政策研究団体とは、政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で衆議院議員若しくは参議院議員が主宰するもの又はその主要な構成員が衆議院議員若しくは参議院議員であるものをいいます（規正法5①i）。

(2) 政治資金団体

政治資金団体とは、政党のために資金上の援助をする目的を有する団体で、政党が指定し、その旨を総務大臣に届け出たものをいいます（規正法5①ii）。ただし、政治資金団体として指定できるのは各政党とも1団体に限られます。

なお、政治団体以外の者が特定パーティー（政治資金パーティーのうち当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が1千万円以上であるもの）になると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者は、当該政治資金パーティーについては、当該政治資金パーティーを開催しようとするときから政治団体とみなして、政治団体の届出、収支の報告等に関する規定が適用されます（規正法18の2（P34参照））。

3 政党

政党とは、政治団体のうち、次のいずれかに該当するものをいいます。

(1) 当該政治団体に所属する衆議院議員又は参議院議員を5人以上有するもの（規正法3②i）

(2) 直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は直近において行われた参議院議員の通常選挙若しくは当該参議院議員の通常選挙の直近において行われた参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の2%以上であるもの（規正法3②ii）

4 国会議員関係政治団体

国会議員関係政治団体とは、次に掲げる政治団体（政党、政治資金団体及び政策研究団体を除く。）をいいます。

(1) 国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体【1号団体】（規正法19の7①i）

- (2) 租税特別措置法第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの【2号団体】（規正法19の7①ii）
- (3) 政党の支部で、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの【みなし1号団体】（規正法19の7②）

第3 政治団体の届出手続

1 設立届

(1) 届出の時期・方法

政治団体は、その組織の日又は政治団体となった日（政治団体でない団体が政治資金団体の指定を受けた場合にあつては、政党から総務大臣に政治資金団体指定の届出がされた日、国会議員関係政治団体として新たに組織され又は新たに政治団体となった団体にあつては国会議員に係る公職の候補者から国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を受けた日）から7日以内に、郵便等によることなく文書で、その旨、次の(2)届け出先に掲げる区分により政治団体の設立届出（記載例P48参照）をしなければなりません（規正法6①）。

なお、届出の際は次の点に注意してください。

- ① 政治団体の名称については、公表された政党又は政治資金団体の名称及びこれらに類似する名称（政党の支部である場合は当該政党の名称に類似する名称を除く（規正法18）。）以外であれば、他の法令に違反しない限り原則として自由につけることができます。ただし、単なるスローガンや文章等を用いている場合等、社会通念上名称と認められないものは使用できません。
- ② 役員のうち**会計責任者とその職務代行者は別人でなければなりません。**
- ③ 規正法には、政治団体の代表者等の役員や構成員の資格に関しての定めはありませんが、国家公務員法第102条や地方公務員法第36条など、他の法令で政治団体の役員への就任が制限される場合がありますので注意が必要です。

(2) 届出先

届出の提出先は、次の区分により、都道府県の選挙管理委員会又はこれを経由して総務大臣とされています。

- ① 都道府県の区域において主としてその活動を行う政治団体（政党本部及び政治資金団体を除く。）は、**主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会**
- ② 2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において、主としてその活動を行う政治団体（政党本部及び政治資金団体を除く。）は、主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て**総務大臣**
- ③ 政党本部及び政治資金団体は、主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会

を経て**総務大臣**

したがって、主たる事務所の所在地が栃木県内である政治団体の設立届の届出先の区分は次表のとおりです。

(表-1)

政治団体及び主たる活動区域の区分		届出先
政党本部・政治資金団体		栃木県選挙管理委員会を経て 総務大臣
その他の政治団体	栃木県を含む2 以上の都道府県	
	栃木県外	
	栃木県内	

(3) 設立届の添付文書

政治団体の設立届には次の区分により、文書を添付しなければなりません。

① すべての政治団体

綱領、党則、規約その他これらに相当するもの（作成例P50参照）

② 政党本部

ア 政党としての要件別に、次の文書

a 規正法第3条第2項第1号該当（国会議員が5人以上所属することにより政党となるもの）

「所属国会議員届」、「承諾書」及び「宣誓書」

b 規正法第3条第2項第2号該当（国政選挙におけるその得票率が2%以上であることにより政党となるもの）

「得票総数届」及び「宣誓書」

イ 支部を有する政党にあっては、上記アの文書（いずれか一方）のほか、「政党の支部の状況に関する届」

③ 政党の支部

「政党の状況等に関する届」及び「支部証明書」

④ 政党（政党の支部を含む。）及び政治資金団体以外で、次のア・イのいずれかの要件に該当し、個人からの寄附に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする政治団体

ア 租税特別措置法第41条の18第1項第3号に該当する政治団体（国会議員が主宰し又はその主要な構成員が国会議員であるもの）

「国会議員氏名届」

イ 租税特別措置法第41条の18第1項第4号に該当する政治団体（国会議員※、都道府県の議会議員、都道府県知事、指定都市の議会議員及び指定都市の市長の職にある者（候補者又は立候補予定者を含む。）を推薦し又は支持することを本来の目的とするもの）

「被推薦書」

※ ただし、国会議員関係政治団体（2号団体）の場合は「被推薦書」に代えて「**国会議員関係政治団体に該当する旨の通知**」

(4) 政治団体の支部の取扱い（規正法18①）

① 政治団体の支部とは

政治団体（政治資金団体を除く。）が党則、規約等でその政治団体の組織の一部として、本部の指揮統括の下に支部を設け、一定の範囲で自主的に政治活動を行い、これに関して会計事務を処理することを認める場合があります。規正法にいう「政治団体の支部」とは、その実態により社会通念に基づいて判断すべきものですが、概ね次のアからウの条件を具備したものをいいます。

ア 政治団体の本部の党則、規約等によってその存立が明らかである当該政治団体の単位組織であって、本部と主従の関係にあること。

イ 本部の指揮統括の下に、一定の範囲で自主的に政治活動をすることが認められて、かつ、活動の成果が統一されていること。

ウ 会計について、一定の範囲内で独自に金銭、物品その他の財産上の利益の收受及び交付・供与を行うことができる状況にあること。

② 支部の届出

政治団体（政治資金団体を除く。）の支部は、一つの政治団体とみなされて、政治団体の届出、収支の報告等に関する規定が適用されますので、政治団体の支部として設立の届出をする必要があります。なお、「名称」欄に当該支部を支部とする政治団体の名称を「（本部）何々」の例により記載してください。

ただし、寄附の量的制限に関する規定については、本部・支部を通じて1つの政治団体として取り扱われますので注意を要します。

(5) 政党以外の政治団体が政党となった場合の届出（規正法6⑤）

政党以外の政治団体が政党となった場合には、改めて設立の届出を必要とします。

なお、政党となった政治団体の支部については、改めて設立の届出の必要はなく（規正法18①）、届出事項の異動届により政党支部としての届出をすることになります。

(6) 届出前の寄附又は支出の禁止（規正法8）

政治団体は、**設立の届出がされた後でなければ政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができません**（規正法8）。

2 異動届

政治団体は、名称・所在地・代表者等の設立の際に届け出た事項に異動があったとき（綱領等の添付書類の記載事項に異動があった場合を含む。）には、その異動の日から**7日以内**にその異動に係る事項を、**郵便等によることなく文書**で第3-1(2)届出先(P3参照)の区分により届け出なければなりません（規正法7）。

なお、政治活動の主たる活動区域又は主たる事務所の所在地に異動があった場合には、それらの異動内容いかによっては届出先の区分に変更を生じる場合があります。このような場合には、当該政治団体は、従前の届出先に対し異動届を提出するとともに、変更後

の届出先に対して設立届を提出しなければなりません（規正法6の3）。

また、「主たる事務所の所在地」が栃木県内にある総務大臣の所管する政治団体（以下、「総務大臣届出団体」という。）が、他の都道府県に主たる事務所を移転したときは、栃木県選挙管理委員会又は移転先の都道府県の選挙管理委員会のいずれかに異動届を提出し、当該選挙管理委員会を經由して総務大臣に届け出ます。

栃木県内に主たる事務所を有する政治団体が、活動区域を変更した場合の所管異動と必要な手続きは次表のとおりです。

（表－2）

主たる活動区域		所 管 異 動		必要手続き
変更前	変更後	変更前	変更後	
栃木県内	全国	栃木県選挙管理委員会	総務大臣	栃木県選挙管理委員会に異動届 総務大臣に設立届(栃木県選管経由)
全国	栃木県内	総務大臣	栃木県選挙管理委員会	総務大臣に異動届(栃木県選管経由) 栃木県選挙管理委員会に設立届

政治団体の「名称を変更」した場合や、「綱領・規約を変更」した場合には、必ず新しい規約の添付が必要となります。

異動届を提出する団体が資金管理団体に指定されている場合で、指定の際の届出事項（名称、所在地、代表者氏名、公職の種類）に変更がある場合には、異動届のほか「**資金管理団体届出事項の異動届**」及び「**資金管理団体届け出に係る宣誓書**」を提出してください。

また、政党の支部に係る異動のうち、次のいずれかに該当する場合は、異動届に「**支部証明書**」を添付する必要があります。

- ① 政党支部の名称の異動（「政党の状況等に関する届」も添付）
- ② 政党支部の主たる事務所の所在地の異動
- ③ 政党支部の主たる活動区域の異動

3 解散届

政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなったときは、その政治団体の代表者及び会計責任者であった者は、その日から**30日以内(国会議員関係政治団体にあつては60日以内)**にその旨及びその年月日を記載した「**政治団体解散届**」を届け出るとともに、その日現在で収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した**収支報告書**を会計責任者及び代表者の連名で第3-1(2)届出先（P3参照）の区分により**提出しなければなりません**（規正法17①）。収支報告書は2部提出してください。1部を控えとして受付印を押印後お返しします。

また、**資金管理団体の指定を受けている政治団体**にあつては、第4 資金管理団体の届出手段（P8参照）を参照の上、併せて「**資金管理団体でなくなった旨の届**」及び「**資金管理団体届け出に係る宣誓書**」を忘れずに提出してください。

Point 代表者の死亡に伴う政治団体の解散の手続きについて

政治団体は代表者の死亡に伴って自然消滅するものではありません。したがって、政治団体の代表者の死亡に伴って政治団体を解散する場合は、代表者を変更する「届出事項の異動届」を提出した上で、新しい代表者名で「政治団体解散届」と解散の日現在で作成した収支報告書を提出することになります。

Point 規正法第17条第2項適用団体

収支報告書を提出期限までに提出せず、かつ、当該提出期限までに前年分の収支報告書をも提出していない政治団体は、規正法第8条の規定（届出前の寄附又は支出の禁止）の適用については、当該提出期限の翌日以降は、設立の届出をしていないものとみなされます。したがって、当該提出期限の翌日以降は政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することが禁止されますので、実質的には政治活動ができなくなります。

しかし、このような政治団体であっても政治団体の自然解散・自然消滅等は認められていませんので、政治活動をしなくなったときには必ず「政治団体解散届」と解散日までに未提出となっている収支報告書のすべて及び解散の日現在で作成した収支報告書の提出が必要となります。また、このような政治団体が再び政治活動のために寄附を受け、又は支出をしようとする場合には、未提出となっている収支報告書のすべてと解散の日現在で作成した収支報告書を提出し、いったん解散の手続きをとり、改めて設立の届出をしなければなりません。

4 公表

都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、政治団体から設立の届出を受けたときは、「その団体の名称、代表者及び会計責任者の氏名、主たる事務所の所在地及び政党又は政治資金団体であるときはその旨、国会議員関係政治団体であるときはその旨及び国会議員に係る公職の種類等を、延滞なく公表しなければならない。」こととされています。また、届出事項の異動届や解散届があったときも同様に公表しなければならないこととされています。この公表は、「**総務大臣届出団体**」にあっては「**官報**」に、都道府県の所管する政治団体（以下、「**都道府県届出団体**」という。）にあっては「**各都道府県の公報**」への掲載のほか、インターネットの利用その他の適切な方法により行うこととされています。

第4 資金管理団体の届出手続

1 資金管理団体

(1) 資金管理団体とは

資金管理団体とは、公職の候補者が、その者のために政治資金の拠出を受けるべき団体として、**その者が代表者である政治団体**（第2-1 (1)又は(2)（P1参照）に該当する団体に限られます。）**のうちから指定した団体をいい、その数は一つに限られます。**ただし、当該公職の候補者以外の者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体を指定することはできません。政党や政党の支部は複数の候補者等を推薦又は支持することを本来の目的とすることから資金管理団体に指定することはできません。

(2) 届出文書

① 資金管理団体指定届

公職の候補者は、資金管理団体の指定をしたときは、資金管理団体指定届をその**指定の日から7日以内**に当該政治団体の第3-1 (2)届出先（P3参照）の区分により、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければなりません（規正法19②）。

② 資金管理団体届出事項の異動届及び資金管理団体取消届等

資金管理団体の指定の届出をした者は、「資金管理団体指定届」により届け出た事項（公職の種類、政治団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）に異動があったとき又はその指定を取り消したときは、**その異動の日又は取消しの日から7日以内**に当該政治団体の第3-1 (2)届出先（P3参照）の区分により都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければなりません（規正法19③）。

また、資金管理団体の指定の届出をした者は、次のような事由により当該政治団体が資金管理団体の適格性を失った場合には、**その事実が生じた日から7日以内**に当該政治団体の届出先の区分により都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に「資金管理団体でなくなった旨の届」を提出しなければなりません。

ア 資金管理団体の指定の届出をした者が、公職の候補者でなくなった場合

イ 資金管理団体の指定の届出をした者が、当該政治団体の代表者でなくなった場合

ウ 資金管理団体の指定の届出を受けた政治団体が、解散した場合

エ 資金管理団体の指定の届出を受けた政治団体が、規正法第3条第1項第1号又は第2号の規定に該当する政治団体でなくなった場合

オ 資金管理団体の指定の届出を受けた政治団体が、当該指定の届出をした公職の候補者以外の者を推薦し又は支持することを本来の目的とする政治団体になった場合

③ 添付文書

①又は②の届出をする場合には、当該届出に係る書面に記載した事項が真正であることを誓う旨の文書「**資金管理団体届け出に係る宣誓書**」（届出と同一様式内）を併せて提出しなければなりません。

Point 代表者が死亡した場合の取消等届の取扱いについて

資金管理団体の代表者の死亡に伴って資金管理団体である政治団体を解散する場合は、代表者を変更する「届出事項の異動届」を提出した上で、新しい代表者名で「政治団体解散届」、「資金管理団体でなくなった旨の届」及び「資金管理団体の届け出に係る宣誓書」並びに収支報告書を提出することになります。

2 公職の候補者の資金管理団体に対する寄附に関する特例

(1) 特定寄附に対する特例

公職の候補者が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等を自らの資金管理団体に対してする寄附(特定寄附)については、**寄附の量的制限(総枠制限、個別制限(P25, ※1・2参照)に関する規定は適用されません**(規正法21の3④、規正法22③)。

(2) 特定寄附以外の寄附に対する特例

公職の候補者が自らの資金管理団体に対してする特定寄附以外の寄附(歳費等の**自己資金による寄附**)については、**寄附の量的制限のうち個別制限(年間150万円以下)に関する規定の適用がなく**、個人のする寄附の総枠制限である年間1,000万円以下の範囲内において寄附することができます(規正法22③)。

(3) 選挙前の一定期間における後援団体に対する寄附の特例

上記(1)、(2)のほか、公選法の規定により、公職の候補者は、選挙前の一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されていますが、**自らの資金管理団体に対しては、一定期間であっても寄附をすることができます**(公選法199の5③)。

3 不動産の取得等の制限

資金管理団体は、平成19年8月6日以降、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の賃借権(以下「不動産」という。)を取得し、又は保有してはならないこととされています(規正法19の2の2)。

平成19年8月6日前から保有しているもの等一部の不動産については、保有が認められますが、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければなりません。

4 資金管理団体による経常経費についての収支報告書への明細の記載

資金管理団体は、1件5万円以上の政治活動費のほか、**経常経費(人件費を除く。)のうち、1件当たり5万円以上の支出**について、収支報告書に支出を受けた者の氏名及び住所並びに支出の目的、金額及び年月日を記載するとともに領収書等の写しを併せて提出することとされています(規正法19の5の2)。

第5 会計帳簿の備付け及び記載

1 会計帳簿の備付け及び記載

政治団体の収支について一切の責任を負い、会計を経理する総括者が会計責任者です。政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体のすべての収入、支出及び金銭等の運用について所定の事項を記載しなければなりません（規正法9①）。

- (1) 会計帳簿は、「**収入簿**」、「**支出簿**」及び「**運用簿**」の3種類（規正法規則6）とされ、それぞれ各項目ごとに記載します（参考一備え付けなければならない会計帳簿の様式及び記載要領(P92～P101参照））。
- (2) 政治団体が、その有する金銭等（金銭及び有価証券）を運用する場合及び公職の候補者が政党から受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を運用する場合は、次の方法によるもの以外は禁止されています（規正法8の3）。
 - ① 銀行その他の金融機関への預金又は貯金
 - ② 国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の取得
 - ③ 金融機関の信託業務を兼営等に関する法律第1条第1項の認可を受けた金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるもの

2 支出の明細書、あっせんによる寄附の明細書

支出には、当該政治団体のために、その代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含むものとされています。「意思を通じて」とは、当該政治団体の代表者又は会計責任者と支出者又は支出の相手方との間に、当該政治団体のために支出がされることについて意思の連絡がある場合をいい、このような支出については、当該政治団体から直接支出されたものでなくても、当該政治団体の支出として取り扱われます。

政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、その寄附を受け、又は支出をした日から7日以内に（会計責任者から請求があれば直ちに）寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体の場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに当該寄附の金額及び年月日又は支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければなりません（規正法10①）。

また、**政治団体のために寄附のあっせんをした者は、そのあっせんで終わった日から7日以内に、当該寄附者及び寄附のあっせんをした者の氏名、住所及び職業（団体の場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、当該寄附の金額及び年月日並びにあっせんに係る寄附の金額及びこれを集めた期間を記載した明細書を会計責任者に提出しなければなりません（規正法10②）。**

さらに、**政治団体のために政治資金パーティーの対価の支払のあっせんをした者は**、その対価の支払のあっせんを終えた日から7日以内に、当該対価の支払をした者及び当該対価の支払のあっせんをした者の氏名、住所及び職業（団体の場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、当該支払われた対価の金額及び年月日並びに当該対価の支払のあっせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した明細書を会計責任者に提出しなければなりません（規正法10③）。

3 領収書等の徴収

政治団体の会計責任者又は政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて支出をした者は、1件5万円以上のすべての支出（国会議員関係政治団体にあつては、すべての支出）について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面を徴しなければならないこととされています。

例外的に領収書を徴しがたい事情がある場合には徴しなくてもよいとされていますが、この場合は会計責任者は収支報告書の提出に併せて、「**領収書等を徴し難かった支出の明細書**」を作成し提出しなければなりません。

金融機関への振込みによる支出については、「**振込明細書に係る支出目的書**」及び金融機関が作成した振込明細書の写し又は振込明細書に支出の目的が記載されているもの（会計責任者による記入も可）をもって「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に代えることができます。

「領収書を徴し難い事情」とは、事実上又は社会通念上客観的に領収書を徴することが困難な場合をいい、具体的には支出を受けた者の死亡、会社の解散などのほか、通常領収書を発行しないような場合がこれに該当すると解されています。なお、**領収書の紛失は、「領収書等を徴し難い事情」には該当しません。**

また、政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために1件5万円以上の支出（国会議員関係政治団体にあつては、すべての支出）をした者は、支出の相手方から徴した領収書等を直ちに会計責任者に送付しなければなりません（規正法11②、19の9）。

4 会計帳簿等の保存

政治団体の会計責任者（その団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなったときは、会計責任者であった者）は、収支報告書を提出し（規正法12①、17①、19の10）、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会によって**当該収支報告書の要旨又はインターネット等により当該報告書が公表された日から3年間を経過する日まで**当該収支報告書に関する会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書並びに特定寄附の通知文書、主たる構成員が外国人等であつて5年以上上場している日本法人から寄附をうけた場合の通知文書等（P27参照）の書類を**保存しなければなりません**（規正法16、19の3②）。

第6 収支報告書の提出

1 提出期限

政治団体の会計責任者は、12月31日現在で政治資金収支報告書を作成し、その翌年の3月31日（国会議員関係政治団体にあつては、5月31日）までに、第3-1(2)届出先（P3参照）の区分に応じ提出しなければなりません。ただし、1月1日から3月31日までの間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、提出期限が1月延長され、4月30日（国会議員関係政治団体にあつては、6月30日）までに提出すればよいこととされています（規正法12①、19の10）。なお、この提出期限の末日が行政機関の休日に当たるときは、その翌日が提出期限となります。

2 収支報告書を提出しない場合の措置

政治団体が収支報告書その提出期限までに提出しない場合でその前年の収支報告書をも提出していないとき（すなわち、2年連続して収支報告書の提出を怠ったとき）は、当該政治団体は、規正法第8条（届出前の寄附又は支出の禁止）の規定の適用については、当該提出期限を経過した日以降は、設立の届出をしていないものとみなされます（規正法17②）。したがって、このような政治団体は、**政治活動のために寄附を受けまた支出をすることが禁止されますので、実質的には政治団体として活動できなくなります。**

3 政治団体の解散等の場合

政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなったときは、その日現在で会計を締め、収支報告書を作成し、**解散の日から30日（国会議員関係政治団体にあつては、60日）以内に、解散届とともに収支報告書を提出しなければなりません**（規正法17①、19の10）。

4 収支報告書の記載事項

収支報告書には、その年におけるすべての収入及び支出並びに12月31日現在において有する資産及び借入金について、次に掲げる事項を記載しなければなりません（規正法12）。

(1) 収入

収入とは**金銭、物品その他の財産上の利益の收受で、規正法第8条の3に規定する政治資金の運用のために供与し、又は交付した金銭等の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のもの**をいいます。なお、規正法における収入及び支出については、公選法における収入及び支出よりも意味が狭く、約束ベースのものは除かれています。

財産上の利益とは、金銭、物品に限らず、また、有体物、無体物のいかなるものも含まれます。電気、熱、光等はもちろん、債務の免除、金銭、物品の無償貸与、労務の無償提供等

およそこれを受ける者にとって、財産的価値のある一切のものをいいます。したがって、事務所等の無償提供を受ける場合も、事務所の利用料相当分が財産上の利益として生じていることとなります。このような金銭以外の財産上の利益にあっては、これを時価に見積もった金額を記載し、その根拠を「備考」欄に記載します。

(表一三)

収入の項目	用語の説明	収支報告書に記載すべき事項		記載の場所 (様式番号)
		記載すべき範囲	記載すべき項目	
① 個人が負担する 党費又は会費	<p>「党費又は会費」とは、名称のいかんを問わず政治団体の党則、規約に基づくもの及びこれらの党則、規約と同程度に党员又は会員を一律に拘束する当該団体の意思決定機関等の正式な決定に基づいて、団体の構成員であることによって負担する金銭上の債務をいいます。</p> <p>なお、<u>法人その他の団体が負担する党費又は会費は「寄附」に含まれます。</u></p>	○個人が負担する 全ての党費又は会費	○総額、納入者数	(その2)
② 寄附	<p>「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外ものをいいます。</p> <p>なお、寄附のうち、規正法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が1,000円以下のものを「政党匿名寄附」といいます。</p> <p>(政治団体の本部又は支部から交付金を供与されたときは、本部又は支部から供与された交付金に係る収入(様式(その5))に計上すること。)</p>	<p>○政党匿名寄附を除くすべての寄附</p> <p>○上記のうち同一の者からの寄附で、その合計額が年間5万円を超えるもの</p> <p>○政党匿名寄附</p>	<p>○寄附者を個人、法人その他の団体及び政治団体に区分し、それぞれの総額</p> <p>○寄附者の氏名・住所・職業(団体にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)、寄附の金額、年月日</p> <p>○総額 同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに年月日及び場所</p>	<p>(その2)</p> <p>(その7) 寄附がある場合には、必ず(その7)を提出すること。</p> <p>(その2) 及び (その9)</p>
③ 寄附のうち寄附のあっせんに係る寄附	<p>寄附の「あっせん」とは、特定の政治団体又は特定の公職の候補者のために「政治活動に関する寄附」を集めて、これを当該政治団体又は公職の候補者に提供することをいいます。この場合、あっせんをした者が</p>	<p>○あっせんに係るすべての寄附</p> <p>○同一の者によってあっせんされた寄附でその合計額が</p>	<p>○総額</p> <p>○あっせん者の氏名・住所・職業(団体にあっては、</p>	<p>(その2)</p> <p>(その8)</p>

	寄附者になるものではなく、あっせんをした者はあくまで寄附の仲介者に過ぎません。	年間5万円を超えるもの	その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)、あっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間、当該政治団体に提供された年月日	
③寄附のうち寄附のあっせんに係る寄附	寄附の「あっせん」とは、特定の政治団体又は特定の公職の候補者のために「政治活動に関する寄附」を集めて、これを当該政治団体又は公職の候補者に提供することをいいます。この場合、あっせんをした者が寄附者になるものではなく、あっせんをした者はあくまで寄附の仲介者に過ぎません。	○あっせんに係るすべての寄附 ○ 同一の者によってあっせんされた寄附でその合計額が年間5万円を超えるもの	○総額 ○あっせん者の氏名・住所・職業(団体にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)、あっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間、当該政治団体に提供された年月日	(その2) (その8)
④ 機関紙誌の発行 その他の事業による収入	「機関紙誌」とは政治団体の発行する新聞紙及び雑誌をいいます。また、機関紙誌のほか、政策や施策の普及宣伝のために各種パンフレットその他の出版物を発行している場合、それが事業としての形態をとる限り、これに含めます。 「その他の事業」とは、政治資金パーティーの開催事業及びその他の催物事業等をいいます。 政治資金パーティー開催事業による収入は、純益ではなく、パーティー券等の売上総収入をいい、それに要した経費は、支出のうち政治資金パーティー開催事業費として計上します。 なお、政治資金パーティーのうち、当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額(パーティー券の売上等)が1,000万円以上のものを「特定パーティー」といいます。	○機関紙誌の発行 その他の事業によるすべての収入 ○上記のうち特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーに係る収入 ○ 一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるもの	○その事業の種類及び当該事業の種類ごとの収入金額 ○特定パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数 ○政治資金パーティーごとに、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名・住所・職業(団体にあってはその名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)、	(その3) (その10) (その11)

		○一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価の支払をあっせんされたもので、その金額の合計が20万円を超えるもの	対価の支払に係る収入の金額、年月日 ○あっせん者の氏名・住所・職業(団体にあってはその名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名)、あっせんに係る収入の金額、これを集めた期間、当該政治団体に提供された年月日	(その12)
⑤ 借入金	金融機関からのものだけでなく、個人等からのものを含みます。	○すべての借入金	○借入先及び当該借入先ごとの借入金額	(その4)
⑥ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入をいいます。	○当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金	○交付金を供与した本部又は支部ごとに、その名称、主たる事務所の所在地、交付金の額、供与を受けた年月日	(その5)
⑦ その他の収入	上記①から⑥以外のすべての収入をいいます。例えば預金利子等をいいます。	○すべてのその他の収入 ○上記のうち1件10万円以上の収入	○総額 ○原因となった事実、金額、年月日	(その6)

(2) 支出

支出とは金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、規正法第8条の3に規定する政治資金の運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいい、収入に対応するものです。

支出は、**経常経費**と**政治活動費**の2つに大きく分類されます。経常経費は、さらに次の表の①経常経費のア～エの4つの項目に細分され、収支報告書には各項目ごとの年間の総額を記載することとなっています。また、政治活動費は、②政治活動費のア～カの6つの項目に細分され、各項目ごとの年間の総額のほか、**1件あたりの金額**(数回にわたって支払われたときは、その合計額)が**5万円以上の支出**については、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体の場合は、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに支出の目的、金額及び年月日を記載することが必要です。

なお、国会議員関係政治団体にあつては、1件当たりの金額が1万円超の支出(人件費を除く。)についての明細を記載し、資金管理団体にあつては、1件当たりの金額が5万円以上の経常経費(人件費を除く。)についても政治活動費と同様に明細を記載します。

(表-4)

支出の項目	用語の説明	収支報告書に記載すべき事項		記載の場所 (様式番号)
		記載すべき範囲	記載すべき項目	
① 経常経費		○すべての経常的支出 国会議員関係政治団体・資金管理団体のみ ○経常的支出（人件費を除く。）のうち 1件5万円以上（国会議員関係政治団体にあつては1件1万円超）の支出	○総額及びア～エの区分ごとの額 ○支出を受けた者の氏名・住所（団体にあってはその名称・主たる事務所の所在地）・支出の目的・金額・年月日	(その13)
ア 人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事するものを除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいいます。			(その14)
イ 光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいいます。			
ウ 備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、コピー機、自動車（事務所に限る。）等の備品の類及び事務所用用紙、封筒、鉛筆、インク新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいいます。			
エ 事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険料等の各種保険料、電話使用料、切手購入費、修繕費その他これらに類する経費で、事務所の維持に通常必要とされるものをいいます。			
② 政治活動費		○すべての政治活動に関する支出 ○上記のうち 1件5万円以上（国会議員関係政治団体にあつては、1件1万円超）の支出	○総額及びア～カ（ウについては、(ア)～(イ)のそれぞれについて）の区分ごとの額 ○支出を受けた者の氏名・住所（団体にあっては、その名称・主たる事務所の所在地）・支出の目的・金額・年月日	(その13)
ア 組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費（地方組織や下部組織の拡充・強化を図るための費用）、渉外費、交際費の類をいいます。			(その15)
イ 選挙関係費	公職の選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいいます。			
ウ 機関紙誌の発行 その他の事業費	(ア) 機関紙誌の発行事業費 機関紙誌の発行事業に従事する者に支払われる給料、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいいます。 (イ) 宣伝事業費 機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝			

	<p>に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいいます。</p> <p>(ウ) 政治資金パーティー開催事業費 政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいいます。</p> <p>(イ) その他の事業費 上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいいます。</p>			
工 調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいいます。			
オ 寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、本部・支部交付金、負担金の類をいいます。選挙に関して候補者に支出される経費は、イ選挙関係費となります。			
カ その他の経費	その他、上記以外の政治活動に要する経費で、例えば、借入金の返済、労務や事務所等の無償提供を受けた場合の収入に対応する「金銭以外のものによる寄附相当分」の額などをいう。			

Point 本部又は支部に対して供与した交付金について

本部又は支部に対して供与した交付金については、項目ごとに様式(その13)の備考欄にその額を記載するとともに、様式(その16)「本部又は支部に対して供与された交付金に係る支出の内訳」に再掲します。

記載すべき事項は、経常経費又は政治活動費の支出項目ごとに、その本部又は支部の名称、主たる事務所の所在地、交付金の金額、供与した年月日です。

(3) 資産等

12月31日現在において政治団体が有する次に掲げる資産及び借入金を記載しなければなりません。

- ① 土地について、所在地及び面積並びに取得価額及び取得年月日
- ② 建物について、所在及び床面積並びに取得価額及び取得年月日
- ③ 建物の所有を目的とする地上権又は土地貸借権について、当該権利に係る土地の所在及び面積並びに当該権利の取得価額及び取得年月日
- ④ 取得の価額が100万円を超える動産について、品目及び数量並びに取得価額及び取得年月日
- ⑤ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）について、残高

- ⑥ 金銭信託について、信託している金銭の額及び信託の設定年月日
- ⑦ 金融商品取引法第2条第1項及び第2項に規定する有価証券（金銭信託の受益証券及び受益権を除く。）について、種類、銘柄及び数量並びに取得価額及び取得年月日
- ⑧ 出資による権利について、出資先並びに当該出資先ごとの金額及び出資年月日
- ⑨ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金について、貸付先及び貸付残高
- ⑩ 支払われた金額が100万円を超える敷金について、支払先並びに敷金の金額及び支払年月日
- ⑪ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利について、種類及び対象となる施設の名称並びに取得価額及び取得年月日
- ⑫ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金について、借入先及び借入残高

なお、政治団体となる前に取得した資産又は政治団体となった日以後平成元年12月31日以前に取得した資産については、取得価額が不明であればその旨及び取得時における時価に見積った金額（取得価格及び取得年月日がともに明らかでない場合は、政治団体となった日又は平成5年1月1日における時価に見積った金額）を記載し、取得年月日が不明であればその旨を記載します（規正法令14、附則②）

資金管理団体は、平成19年8月6日以降、不動産（①から③までの資産）を取得し、または保有してはならないこととされています。一部平成19年8月6日前から引き続き保有している不動産については、当該規定は適用されませんが、用途その他個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければなりません。

5 添付書類等

収支報告書には次の書類を添付しなければなりません。

(1) 領収書等の写し（規正法12②）

政治活動費（国会議員関係政治団体及び資金管理団体にあつては人件費以外の経費）に係る各項目の支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたるときはその合計金額）が5万円以上（国会議員関係政治団体にあつては1万円超）のものについては、その支出の目的、金額及び年月日が記載されている領収書等の写しをあわせて提出しなければなりません。

領収書等の写しは、手書きの写しやワープロ等で作成した写しを添付することなく、コピー機等で日本産業規格A列4番の用紙に複写し、作成してください。また、領収書の宛名は当該団体名としてください。

なお、領収書等を徴し難い事情があり、領収書等を徴しなかった場合には、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面「**領収書等を徴し難かった支出の明細書**」を作成し、添付しなければなりません。

金融機関への振込みによる支出については、「**振込明細書に係る支出目的書**」及び**金融機関が作成した振込明細書の写し**をもって「領収書を徴し難かった支出の明細書」に代えることができます。

※ 平成24年4月の政治資金規正法施行規則の改正により、振込明細書に支出の目的

が記載されているときは、当該振込明細書の写しをもって支出目的書とすることができるとなりましたので、振込明細書に支出の目的が記載されているとき（会計責任者による記入も可）は、支出目的書を別途この様式により作成し、提出することは不要となりました。

(2) 宣誓書（規正法29）

収支報告書の記載が真実であることを担保するため、会計責任者は、収支報告書の記載が真実である旨を誓った宣誓書を作成し、添付しなければなりません。

(3) 監査意見書（規正法14①）

政党（政党本部に限る。）及び政治資金団体は、党則、規約等に基づいて設けられた会計監査を行うべき者に対し、報告書に係る会計帳簿、明細書及び領収書等について監査意見を求め、その監査意見を記載した書面を添付しなければなりません。

なお、**政党本部及び政治資金団体以外の政治団体は添付の必要はありません**（規正法18）。

(4) 政治資金監査報告書（規正法19の13、19の14）

国会議員関係政治団体は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に関する事項について、登録政治資金監査人の政治資金監査を受け、その政治資金監査報告書を添付しなければなりません。

6 収支報告書の記載例

59ページ以下に記載例を掲載しましたので参照してください。

7 収支報告書の要旨の公表及び閲覧

政治団体から提出された収支報告書については、都道府県届出団体にあつては都道府県の選挙管理委員会が、総務大臣届で団体にあつては総務大臣が、原則として収支報告書が提出された年の11月30日までにそれぞれその要旨又はインターネット等により当該報告書を公表します（規正法20①）。また、**収支報告書は、公表された日から3年間保存され、この期間中は請求すれば誰でも提出された収支報告書を閲覧できます**（規正法20の2）。ただし、収支報告書が提出されていても、公表されない間は閲覧はできません。閲覧請求先は、当該政治団体の活動区域により区分され、都道府県届出団体は都道府県の選挙管理委員会、総務大臣届出団体は総務大臣です。

また、領収書等の写しについては情報公開条例（総務大臣届出にあつては情報公開法）に基づく請求があった場合は部分開示されます。

なお、国会議員関係政治団体にあつては、収支報告書公表日から3年間、だれでも人件費以外の経費で1件1万円以下の支出に係る領収書等の写し（少額領収書等の写し）について、都道府県届出団体は都道府県の選挙管理委員会、総務大臣届出団体は総務大臣に対して開示請求することができます（規正法19の16①）。

第7 寄附等の制限

規正法は、政治活動に関する寄附について、寄附の量的制限、寄附の質的制限、公職の候補者の政治活動に関する金銭等による寄附の制限、寄附のあっせん等に関する制限を設けています。

規正法では、**寄附とは「金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、党費又は会費その他債務の履行としてされるもの以外のもの」と定義しています（規正法4条③）。**

なお、公選法の「寄附」には、「財産上の利益の供与又は交付の約束」も含まれます（公選法179条②）。

さらに、規正法では政治団体に対してされる寄附は、その名義のいかんを問わず、すべて「政治活動に関する寄附」に該当します。公職の候補者については、政治団体に対してされる寄附と異なり、その受けた寄附をすべて規正の対象とするのではなく、その政治活動（選挙運動を含む。）に関してされるもののみが規正の対象となります。

1 寄附の量的制限

寄附の量的制限は、巨額の政治資金の授受が政治の腐敗を招きやすく、癒着現象を引き起こしやすいことから、量的側面に着目し、寄附を量的に制限するものであり、これには1人の寄附者が1年間にできる寄附額の総量を制限する**総枠制限**と1人の寄附者が同一の者に対して1年間にできる寄附額を制限する**個別制限**があります。

なお、物品等金銭によらない寄附（事務所、労務等の無償提供等）をも含めて、寄附の量的制限が適用されます。

(1) 総枠制限（規正法21の3）

① 個人の寄附

同一の個人がすることができる政治活動に関する寄附の限度額は、**政党及び政治資金団体に対しては年間2,000万円、その他の政治団体及び公職の候補者に対しては年間1,000万円**と定められています（特定寄附及び遺贈による寄附を除く）。したがって、個人は年間で総額3,000万円の政治活動に関する寄附を行うことができますが、2,000万円の限度額と1,000万円の限度額をそれぞれ守ることが必要で、両者の間で流用することはできません。

なお、個人が政治団体の構成員として負担する党費又は会費は寄附ではないので、寄附の限度額には算入されません。

② 会社・労働組合・その他の団体の寄附

会社（株式会社・合名会社・合資会社・有限会社）、**労働組合又は職員団体**、さらに、**これら以外のその他の団体**（政治団体を除く。）については、**政党・政治資金団体に対するものに限り寄附をすることができます**。そして、寄附の限度額は、資本金・組合員数等に応じて、政党及び政治資金団体に対しては年間あわせて750万円以内から1億円以内までとなっています。具体的には、23ページの表を参照してください。

なお、会社・労働組合・その他の団体が政党・政治資金団体の構成員として負担す

る**党費又は会費は寄附とみなされます**ので寄附限度額に算入されることとなります（規正法5②）。

③ 政治団体の寄附

政治団体のする寄附については、原則**寄附の量的制限は適用されませんが**、政党及び政治資金団体以外の**その他の政治団体同士の寄附は5,000万円までに制限**されます。ただし、政党以外の政治団体は**公職の候補者に対しては選挙運動に関するものを除き、金銭等の寄附が禁止されています**（規正法22,21の2）。

(2) 個別制限（規正法22）

① 個人の寄附

同一の個人が行う政党及び政治資金団体への寄附は個別制限はありませんが、同一の個人が同一の政党・政治資金団体以外のその他の政治団体に対してする寄附については、年間150万円の個別制限を超えて寄附することはできません（特定寄附及び遺贈による寄附を除く）。また、同一の個人が同一の公職の候補者へ寄附を行う場合は、金銭等以外の寄附も含め、**年間150万円(選挙運動に関するものを除き、金銭等の寄附が禁止されています。)**までと制限されています。

なお、公選法の規定により、公職の候補者は当該選挙区内にある他の公職の候補者に対しては原則として寄附が禁止されていることに注意する必要があります（7(3)P29参照）。

② 会社・労働組合・その他の団体の寄附

会社、労働組合又は職員団体、さらに、これら以外のその他の団体（政治団体を除く。）については、**政党・政治資金団体以外の者に対する寄附は禁止**されています。

なお、会社・労働組合・その他の団体が政党・政治資金団体の構成員として負担する党費又は会費は寄附とみなされます（規正法5②）。

③ 政治団体の寄附

政治団体のする寄附については、原則**寄附の量的制限は適用されませんが**、政党及び政治資金団体以外の**その他の政治団体同士の寄附は5,000万円までに制限**されます。ただし、政党以外の政治団体は**公職の候補者に対しては選挙運動に関するものを除き、金銭等の寄附が禁止されています**。（規正法22,21の2）

なお、公選法の規定により特定の公職の候補者を支持し、又は推薦する政治団体は、当該公職の候補者を除き、当該選挙区内にある他の公職の候補者に対しては、原則として寄附が禁止されていることに注意する必要があります（7(7)P30参照）。

2 寄附の量的制限の適用除外

(1) 寄附の総枠制限の適用除外

寄附の総枠制限について適用除外とされているものは次のとおりです。

① **政治団体がする寄附**

② **特定寄附**

資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を自ら管理することなく、これを資金管理団体に取り扱わせるために当該資金管理団体に対してする寄附をいいます。

③ **個人が遺贈によってする寄附**

(2) 寄附の個別制限の適用除外

寄附の個別制限について適用除外とされているものは次のとおりです。

① **政党及び政治資金団体に対する寄附**

② 資金管理団体の届出をした公職の候補者が当該資金管理団体に対してする寄附
特定寄附及び政治家自身が**自己資金によりする寄附**が該当します。

③ **個人が遺贈によってする寄附**

Point 政治団体の支部と寄附の制限

支部を有する政治団体（政党・政治資金団体を除く。）は、寄附の個別制限については、**本部支部を通じて1つの政治団体として扱われます。**

また、寄附の制限については、「1以上の市区町村の区域を単位とした支部」及び「選挙区の区域を単位とした支部」以外の政党の支部は、政党以外の政治団体とみなされません。

3 違法な寄附の受領禁止

何人も、寄附の総枠制限及び個別制限の規定に違反してされる寄附を受けてはならないとされています（規正法22の2）。

4 政党・政治資金団体以外の者に対する会社等の寄附の勧誘・要求の禁止

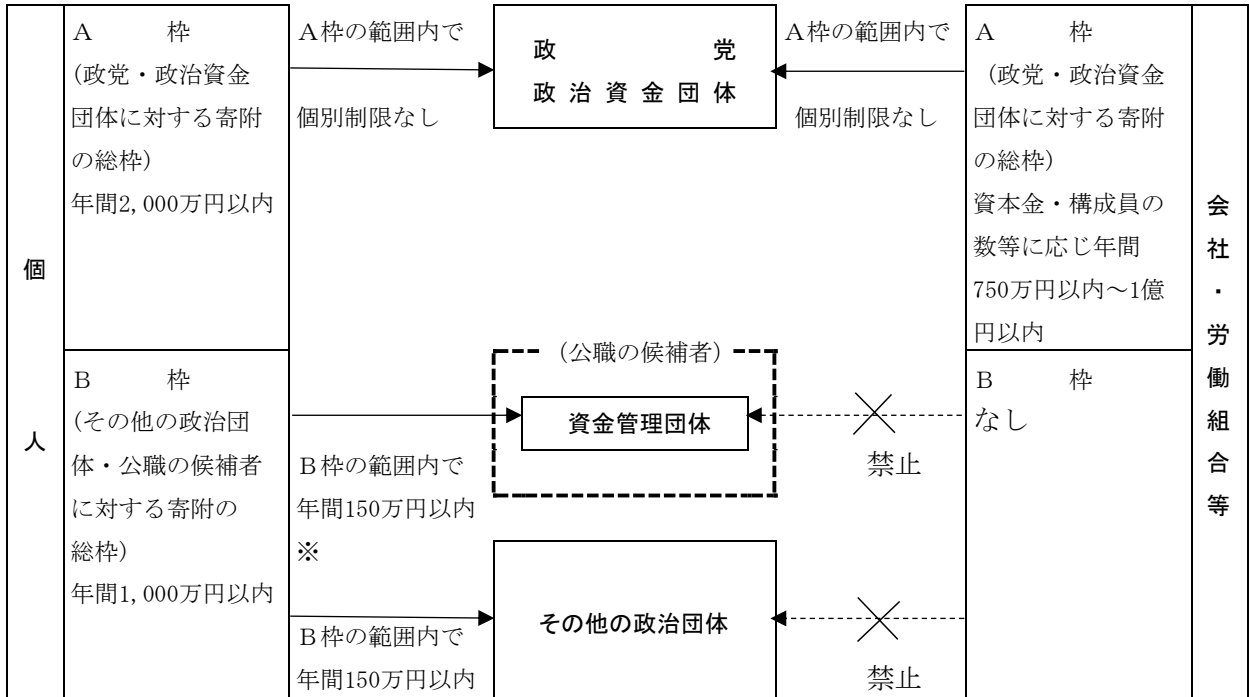
何人も、会社、労働組合その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政党・政治資金団体以外の者に対する政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならないとされています（規正法21③）。

会社・労働組合その他の団体の規模別寄附総枠
(表-5)

会社のする寄附の限度額 (資本又は出資の金額)	労働組合又は職員団体のする寄附の限度額 (組合員又は構成員の数)	会社・労働組合又は職員団体以外の団体 (政治団体を除く)のする寄附の限度額 (前年における年間の経費の額)	政党・政治資金団体 に対する寄附の限度額 (万円)
10億円未満	5万人未満	2千万円未満	750
10億円以上～50億円未満	5万人以上～10万人未満	2千万円以上～6千万円未満	1,500
50億円以上～100億円未満	10万人以上～15万人未満	6千万円以上～8千万円未満	3,000
100億円以上～150億円未満	15万人以上～20万人未満	8千万円以上～1億円未満	3,500
150億円以上～200億円未満	20万人以上～25万人未満	1億円以上～1億2千万円未満	4,000
200億円以上～250億円未満	25万人以上～30万人未満	1億2千万円以上～1億4千万円未満	4,500
250億円以上～300億円未満	30万人以上～35万人未満	1億4千万円以上～1億6千万円未満	5,000
300億円以上～350億円未満	35万人以上～40万人未満	1億6千万円以上～1億8千万円未満	5,500
350億円以上～400億円未満	40万人以上～45万人未満	1億8千万円以上～2億円未満	6,000
400億円以上～450億円未満	45万人以上～50万人未満	2億円以上～2億2千万円未満	6,300
450億円以上～500億円未満	50万人以上～55万人未満	2億2千万円以上～2億4千万円未満	6,600
500億円以上～550億円未満	55万人以上～60万人未満	2億4千万円以上～2億6千万円未満	6,900
550億円以上～600億円未満	60万人以上～65万人未満	2億6千万円以上～2億8千万円未満	7,200
600億円以上～650億円未満	65万人以上～70万人未満	2億8千万円以上～3億円未満	7,500
650億円以上～700億円未満	70万人以上～75万人未満	3億円以上～3億2千万円未満	7,800
700億円以上～750億円未満	75万人以上～80万人未満	3億2千万円以上～3億4千万円未満	8,100
750億円以上～800億円未満	80万人以上～85万人未満	3億4千万円以上～3億6千万円未満	8,400
800億円以上～850億円未満	85万人以上～90万人未満	3億6千万円以上～3億8千万円未満	8,700
850億円以上～900億円未満	90万人以上～95万人未満	3億8千万円以上～4億円未満	9,000
900億円以上～950億円未満	95万人以上～100万人未満	4億円以上～4億2千万円未満	9,300
950億円以上～1000億円未満	100万人以上～105万人未満	4億2千万円以上～4億4千万円未満	9,600
1000億円以上～1050億円未満	105万人以上～110万人未満	4億4千万円以上～4億6千万円未満	9,900
1050億円以上	110万人以上	4億6千万円以上	1億円

政党その他の政治団体への政治資金の流れ

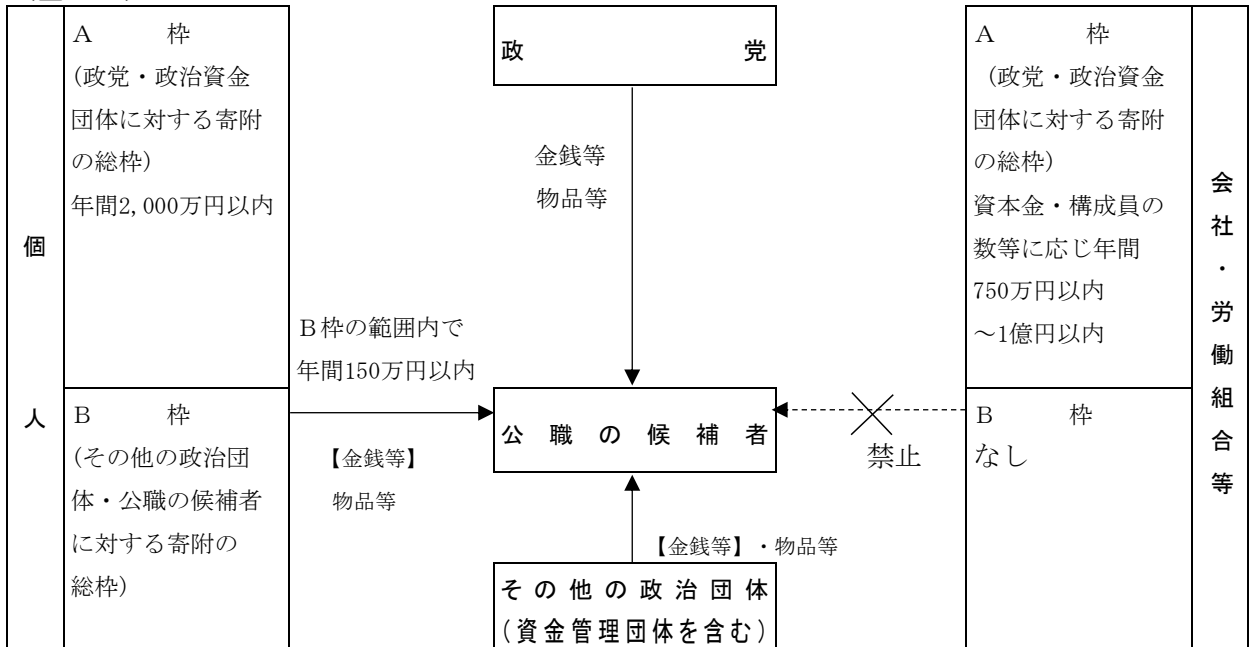
(図-1)



※ 公職の候補者が、自ら指定した資金管理団体に対して寄附する場合は個別制限（年間150万円以内）が適用されない。（B枠制限の年間1,000万円以内（特定寄附を除く）で自分の資金管理団体に対して寄附できる。）

公職の候補者（現職、候補者となろうとする者を含む）への政治資金の流れ

(図-2)



注 【金銭等】とあるのは選挙運動に関する寄附のみ認められます。

総枠制限と個別制限について

(表-6)

寄附者		個人		会社・労働組合等の団体		政治団体			
		総枠制限	同一の受領者に対する個別制限	総枠制限	同一の受領者に対する個別制限	政党	政治資金団体	資金管理団体	その他
受領者		量的制限							
政治	政党	年間 2,000 万円 以内	制限 なし	資本金・ 組合員数 等に応じて年間 750万円 以内～ 年間1億 円以内	制限なし				
	政治資金団体 (政党が指定)								
団体	その他の政治団体	年間 1,000 万円 以内 (※1)	年間 150 万円 以内 (※2)		同一の団体間で 年間5,000万円 以内 (※4)				
	資金管理団体 (候補者等 が指定) 資金管理団体 以外の政治 団体								
候補者等									

部分：金銭等によるものは禁止。ただし、選挙運動に関するものは金銭等によることも可。

部分：寄附は一切禁止。

- ※1 資金管理団体の届出をした候補者等が、その者が候補者等である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を、その資金管理団体に対してする寄附（特定寄附）については、総枠制限はありません（規正法21の3④）。
- ※2 資金管理団体の届出をした候補者等が、その資金管理団体に対してする寄附（特定寄附及び自己資金による寄附）については、個別制限はありません（規正法22③）。
- ※3 遺贈による寄附については、量的制限はありません（規正法21の3④、22③）。
- ※4 政治団体（政党及び政治資金団体を除く）間の寄附は、同一の団体間で年間5,000万円以内に制限されます（規正法22①）。
- ※5 政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附（1,000円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付けによる寄附を除く）は、口座振込・振替により行わなければなりません（規正法22の6の2①②）。

注) 公職の候補者等は、当該選挙前の一定期間、自己の後援団体（資金管理団体を除く。）に対し寄附することができません（公選法199の5③）。

5 寄附の質的制限

次に掲げるものは、政治活動に関する寄附が禁止されています。

(1) 特定会社等の寄附の制限

① 補助金等を受けた会社等の寄附の制限

国又は地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法第3条第1項の規定による政党交付金を除く。）の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾を含む。）を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後1年を経過する日（当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあったときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、政治活動に関する寄附をすることができません（規正法22の3①）。

Point 「補助金、負担金、利子補給金その他の給付金」とは

「補助金、負担金、利子補給金その他の給付金」とは、国又は地方公共団体が、特定の事業の促進、助成等を図るため、相当の反対給付を受けることなく、その事業主体等に交付する金銭をいいます。補助金、負担金、利子補給金、助成金、奨励金、交付金、給付金等その名称が何であれ、国又は地方公共団体から交付されるものはすべて対象になります。

② 出資を受けている会社等の寄附の制限（規正法22の3②、④）

国又は地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をすることができません。

Point 株式の取得と資本金の出資について

株式の取得のうち、単なる財産管理の一環として行われる株式の取得はここでいう出資には該当せず、一定の行政目的をもってする株式の取得のみが該当します。

③ 上記①、②の制限の適用については下記のとおりです。

ア 国から補助金等の給付や資本金等の出資を受けている会社その他の法人の政治活動に関する寄附制限の規定は、地方公共団体の長又は議会の議員に係る公職の候補者（候補者になろうとする者及び公職にある者を含む。）又はこれらの者に係る資金管理団体さらにこれらの者を推薦し支持し、若しくは反対することを主たる目的とする政治団体若しくはこれらのことを主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体に対してする寄附については適用されません（規正法22の3③）。

イ 地方公共団体から補助金等の給付や資本金等の出資を受けている会社その他の法人の政治活動に関する寄附制限の規定は、当該補助金の交付の決定をし、又は資本金等の出資等を行っている当該地方公共団体の長及び議会の議員に係る公職の候補者（候補者になろうとする者及び公職にある者を含む。）又はこれらの者に係る資金管理団体さらにこれらの者を推薦し支持し、又は反対する政治団体に対してする寄附について適用されず（規正法22の3④）。

④ 寄附の勧誘又は要求の禁止（規正法22の3⑤）

何人も上記①又は②の規定の適用を受けるものであることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはなりません。

⑤ 違法な寄附の受領の禁止（規正法22の3⑥）

何人も上記①又は②の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、寄附を受けることはできません。

(2) 赤字会社の寄附の禁止

三事業年度以上にわたり継続して政令で定める欠損を生じている会社は、当該欠損がうめられるまでの間、政治活動に関する寄附をすることができません（規正法22の4①）。

何人も、これに違反する寄附であることを知りながら、これを受けてはなりません（規正法22の4②）。

Point 「事業年度」とは、継続的な営業活動の実態を定期的に捉えるための会計的期間区分としての一定の期間をいい、会社の場合は営業年度がこれにあたります。

Point 「政令で定める欠損」とは、会社の確定した決算における貸借対照表に記載された欠損金をいいます。

(3) 外国人等からの寄附の受領の禁止

何人も、外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織から、政治活動に関する寄附を受けることはできません。

ただし、日本法人であって、その発行する株式が金融証券取引所において5年以上継続して上場されている法人は、政党及び政治資金団体に対してのみ寄附をすることができます。その場合、当該法人はその旨（上場・外資50%超であること）を文書で寄附を受ける政治団体に通知しなければなりません（規正法22の5）。

Point 「主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織」とは、構成員の過半数が外国人又は外国法人である団体その他の組織をいいます。外資系株式会社については、発行済株式の過半数を外国人又は外国法人が保有する場合は、本条の禁止規定に該当すると解されています。

(4) 他人名義又は匿名の寄附の禁止

何人も、本人の名義以外の名義又は匿名で政治活動に関する寄附をすることはできません（規正法22の6①）。また、何人も匿名等の寄附の禁止の規定に違反してされる寄附を受けてはなりません（規正法22の6③）。

ただし、例外として、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してされる1,000円以下の寄附については、匿名によってもすることができます（規正法22の6②）。

6 寄附のあっせん等に関する制限

(1) 寄附のあっせんに係る威迫的行為の禁止

何人も、政治活動に関する寄附のあっせんをする場合において、相手方に対し業務、

雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあっせんに係る行為をしてはならないとされています（規正法22の7①）。

(2) 寄附をしようとする者の意思に反するチェック・オフの禁止

政治活動に関する寄附のあっせんをする者は、いかなる方法をもってするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものからの控除による方法で寄附を集めることは禁止されています（規正法22の7②）。

禁止の対象となるのは、寄附のあっせんをする場合における意志に反するチェック・オフであり、労働組合などの団体が団体として寄附をするためにその財源の調達を目的として、組合員の了解を得てチェック・オフを行うことまで規正法上禁止するものではありません。

(3) 公務員等の地位利用による寄附への関与等の禁止

国若しくは地方公共団体の一般職等の公務員又は特定独立行政法人の職員は、その地位を利用して、政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、又は自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与することは禁止されています（規正法22の9①）。

また、政治資金パーティーの対価の支払に関しても同様の規制が設けられています。

何人もこれらの公務員又は職員に対し、その地位を利用した寄附への関与等を求めてはいけません（規正法22の9②）。

7 公職選挙法における寄附の禁止

(1) 請負その他特別の利益を伴う契約の当事者のする寄附の禁止

衆議院議員及び参議院議員の選挙に関しては国と、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関しては当該地方公共団体と、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関して寄附をすることはできません（公選法199①）。

この契約の当事者は、個人であると法人であるとを問いません。

(2) 利子補給に係る融資を受けている会社等の寄附の禁止

会社その他の法人が融資（試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。）を受けている場合において、当該融資を行っている者が、当該融資につき、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関しては国から、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関しては当該地方公共団体から、利子補給金の交付の決定（利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。）を受けたときは、当該利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から当該利子補給金の交付の日から起算して1年を経過した日（当該利子補給金の交付の決定の全部の取消しがあったときは、当該取消しの通知を受けた日）までの間、当該会社その他の法人は、当該選挙に関して寄附をすることができません（公選法199②）。

また、上記(1)又は(2)に掲げる者に対しては、何人も選挙に関し、寄附を勧誘し又は要求してはいけませんし、このような者から寄附を受けてもいけません（公選法200）。

(3) 公職の候補者の寄附の禁止

公職の候補者は、当該選挙区内にある者に対して、次の場合を除き、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることができません（公選法199の2①）。

① 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合

なお、公職の候補者が自身の後援会に対してする寄附については、期間の制限がありません（8参照）。

② 当該公職の候補者の親族に対してする場合

③ 当該公職の候補者が政治上の主義又は施策を普及するためにその選挙区内で行う講習会その他の政治教育のための集会（参加者に対して饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）が行われるようなもの、当該選挙区外において行われるもの及び選挙前の「一定期間」に行われるものを除く。）に関し、必要やむを得ない実費の補償（食事についての実費の補償を除く。）としてする場合

Point 「一定期間」とは

一定期間とは、任期満了の日前90日に当たる日（解散の場合には解散の日の翌日、90日特例による同時選挙の場合は任期満了の日前90日に当たる日又は同時選挙を行う旨の告示がなされた日の翌日のいずれか早い日、衆議院議員または参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙の場合は当該選挙を行う旨の告示がなされた日の翌日又は当該選挙期日（参議院議員の通常選挙と同時に行う場合は参議院議員の任期満了日）前90日に当たる日のいずれか遅い日、その他の選挙の場合はその事由発生の告示があった日の翌日）から選挙の期日までの期間をいいます。

公職の候補者がこれに違反したときは、次のものを除き罰則の対象となります。

① 公職の候補者が結婚披露宴に自ら出席し、その場においてする祝儀の供与

② 公職の候補者が葬式（告別式を含む。）に自ら出席し、その場においてする香典（これに類する弔意を表すために供与する金銭を含む。）の供与又は葬式の日（葬式が2回以上行われる場合にあっては最初に行われる葬式の日）までの間に自ら弔問し、その場においてする香典の供与

ただし、これらの場合であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰の対象となります（公選法249の2②）。

何人も、公職の候補者に対して、当該選挙区内にある者に対する寄附を勧誘し、又は要求してはいけません（公選法199の2③）。

(4) 公職の候補者を寄附の名義人とする寄附の禁止

公職の候補者以外の者が行う公職の候補者を名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、いかなる名義をもってするを問わず、次の場合を除き、禁止されます（公選法199の2②）。

① 当該公職の候補者の親族に対してする場合

② 当該公職の候補者が専ら政治上の主義又は施策を普及するためにその選挙区内で行う講習会その他の政治教育集会に関し、必要やむを得ない実費の補償としてする場合

また、何人も公職の候補者を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附

については、当該公職の候補者以外の者に対してこれを勧誘し、又は要求してはいけません（公選法199④）。

(5) 公職の候補者の関係会社等の寄附の禁止

公職の候補者がその役職員又は構成員である会社その他の法人又は団体は、当該選挙区内にある者（政党その他の政治団体を除く。）に対して、いかなる名義をもってするを問わず、これらの者の氏名を表示し又はこれらの者の氏名が類推されるような方法で寄附をしてはいけません（公選法199の3）。

(6) 公職の候補者の氏名等を冠した団体の寄附の禁止

公職の候補者の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている会社その他の法人又は団体は、当該選挙に関して、当該選挙区内にある者（政党その他の政治団体又は当該公職の候補者を除く。）に対して、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることはできません（公選法199の4）。

Point 公職の候補者の関係会社等の政治活動に関する寄附

公職の候補者の関係会社等で公職の候補者の氏名等を冠した団体であれ、会社、労働組合その他の団体（政党その他の政治団体を除く。）が政治活動に関する寄附をすることは、政党・政治資金団体に対するものを除き一切禁止されています（規正法21）。

(5)及び(6)は政治活動に関するものか否かにかかわらず、選挙区内にある者に対する寄附一般について制限するものです。

(7) 後援団体の寄附等の禁止

後援団体は、当該選挙区内にある者に対して、次の場合を除き、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をすることができません（公選法199の5①）。

① 政党その他の政治団体又はその支部に対してする場合

② 当該公職の候補者に対してする場合（金銭等による寄附は「選挙運動に関するもの」に限られます（規正法21条の2）。）

③ 当該政治団体の設立目的により行う行事や事業に関してする場合

ただし、設立目的により行う行事や事業に関する寄附であっても次のものは禁止されます。

ア 花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの

イ 選挙前の「一定期間」内に行われるもの

何人も、後援団体の総会その他の集会又は後援団体が行う見学、旅行その他の行事においては、選挙前の「一定期間」（7-(3)(P29参照)）当該選挙区内にある者に対し、選挙に関する否とにかかわらず、饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与することは禁止されています（公選法199の5②）。

なお、公職の候補者は、食事についての実費の保証（現物支給を含む。）が禁止されていますので、食事の提供或いは食事料の提供はできません（公選法199の2①）。

(8) 公職の候補者自身の後援団体への一定期間の寄附

公職の候補者は、自己の後援団体に対して、当該選挙ごとに「一定期間」寄附をすることができません（公選法199の5③）。しかし、自らが代表者である資金管理団体に対してする寄附は、総枠制限の範囲内であれば一定期間であっても禁止されません。

第8 政治資金パーティー

1 政治資金パーティーとは

政治資金パーティーとは、対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価収入額から経費の額を差し引いた残額を政治活動(選挙運動を含む。)に関し支出することとされているものをいいます(規正法8の2)。

2 開催団体

規正法では、政治資金パーティーは原則として政治団体によって開催されるようにしなければならないという訓示的な規定(規正法8の2)を設ける一方、政治団体以外の者が**特定パーティー(政治資金パーティーのうち当該政治資金パーティーの対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるもの)**になると見込まれる政治資金パーティーを開催しようとする場合には、その者は、当該政治資金パーティーを開催しようとするときから**政治団体とみなされ、届出義務、会計帳簿への記載義務、収支報告書の提出義務が課されることとなります**(規正法18の2①)。

3 政治資金パーティー収支報告書

政治資金パーティーの対価に係る収入について政治団体の会計帳簿、収支報告書への記載は次のような取扱いとなります。

(1) 会計帳簿への記載

政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治団体の会計帳簿に、政治資金パーティーごとに、

- ① その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額
- ② 対価の支払いをした者の氏名、住所及び職業(団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日
- ③ 対価の支払のあつせんをされたものについては、対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業(団体にあつてはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

(2) 収支報告書への記載

政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治団体の収支報告書に、政治資金パーティーごとに、

- ① 政治資金パーティーの名称、収入金額(備考欄に開催年月日、開催場所)『様式(その3)』
- ② 政治資金パーティーの名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数(特定パーティー又は特定パーティーになると見込まれる

政治資金パーティーの対価に係る収入の場合)

『様式(その10)』

- ③ 一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その**金額の合計額が20万円を超えるもの**については、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業(団体にあってはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

『様式(その11)』

- ④ 一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者によって対価のあつせんをされたもので、その**金額の合計額が20万円を超えるもの**については、あつせんをした者の氏名、住所及び職業(団体にあってはその名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

『様式(その12)』

4 政治資金パーティーの対価の支払に関する制限

政治資金パーティーの対価の支払は、**債務の履行として支払われるものであり、原則として政治活動に関する寄附に該当しません**が、その適正化を図るため、次の規制が設けられています。

(1) 量的制限(個別制限)

1つの政治資金パーティーにつき、**同一の者からの対価の支払は150万円以内**に限られます。また、政治資金パーティーの開催者はこの制限を超える対価の支払を受けてはなりません。(規正法22の8①、③)

(2) 告知義務

政治資金パーティーを開催する者は、あらかじめそのパーティーの対価の支払をする者に対し、その対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面により告知しなければなりません(規正法22の8②)。

なお、書面に記載すべき文言は、「**この催物は、政治資金規正法第8条の2に規定する政治資金パーティーです。**」と定められています(規正法規則17)。

(3) その他の規制

政治活動に関する寄附と同様に次の規制があります。

① 匿名による支払の禁止

何人も、本人の名義以外の名義又は匿名により対価の支払をすることは禁止され、また、これに違反した寄附を受けることも禁止されています(規正法22の8④、規正法22の6①、③)。

② 威迫等によるあつせんの禁止

政治資金パーティーの対価の支払のあつせんをする場合において、その相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等、不当にその意思を拘束するような方法によるあつせんや対価の支払をしようとする者の意思に反した

賃金、工賃等からの控除（チェック・オフ）によるあっせんは禁止されています（規正法22の8④、規正法22の7）。

なお、「**対価の支払のあっせん**」とは、政治資金パーティー開催団体のためにパーティーの対価として支払われる金銭等を集めて、これをその団体に提供することをいいます（規正法10③）。

③ 公務員の地位利用による関与等の禁止

国若しくは地方公共団体の一般職等の公務員又は特定独立行政法人の職員は、その地位を利用して、政治資金パーティーに対価を支払って参加することを求め、若しくは政治資金パーティーの対価の支払を受け、又は自己以外の者がするこれらの行為に関与することは禁止されています（規正法22の9①）。

また、これらの公務員又は職員に対し禁止される行為をすることを求めることも禁止されています（規正法22の9②）。

5 政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の特例

政治団体以外の者が**特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合**には、当該政治資金パーティーについては、その者は政治団体とみなされて、政治団体の届出、収支等の報告の規定が適用されます（規正法18の2①）。

なお、当初の計画では特定パーティーとならないはずであった政治資金パーティーであっても、結果として収入金額が1,000万円以上となり特定パーティーとなった場合は、その時点で政治団体とみなされて、政治団体の届出、収支等の報告の規定が適用されます。

(1) 設立届の提出

① 提出期限

特定パーティー開催団体が政治団体とみなされることとなった日から7日以内

② 届出先

ア 都道府県の区域において政治資金パーティーを開催する団体は、主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会

イ 2以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において政治資金パーティーを開催する団体は、主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て総務大臣

③ 届出文書

ア 政治団体設立届（規正法規則別記第1号様式）

イ 特定パーティー開催計画書（規正法規則別記第1号様式の2）

ウ 対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を告知する文書（規正法22の8②,⑤、規正法規則17）

(2) 収支報告書等の提出の義務

当該特定パーティー（結果として特定パーティーに至らなかった政治資金パーティーまたは開催を中止した場合も含まれます。）の**終了した日から3月以内（中止の場合は、その日から30日以内）**に、規正法第12条に規定する**収支報告書を提出しなければなりません**。

特定パーティーが開催された場合には解散届は不要ですが、特定パーティーの開催を中止した場合には中止時現在での収支報告書とともに当該特定パーティーを中止した旨を中止の日から30日以内に届出なければなりません。

(3) 寄附の制限

政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合、政治団体の届出・収支等の報告については政治団体とみなされますが、政治活動に関する寄附についての規定の適用についてまで政治団体とみなされるものではありません。したがって、政治活動に関する寄附を当該団体がすることについては、政治団体以外の団体として政党・政治資金団体に対するもの以外は禁止されます。

また、「その他の団体」として、年間にすることができる政治活動に関する寄附の限度額は、当該団体の前年における年間の経費に応じて決まりますが、この場合は、年の途中で設立されたこととなり、前年における経費が存在しませんので、その年間の経費が2,000万円未満とみなされ、**政党・政治資金団体に対する寄附は年間750万円以内**となります。

第9 政治活動の規制

1 政治活動と選挙運動

政治活動とは、「政治上の主義、施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し若しくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為」を指しています。

公選法では、この政治活動の概念から「選挙運動にわたる行為を除いた一切の行為」を政治活動としています。

なお、選挙運動とは、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為」と定義づけられており、政治活動とは区別されます。

選挙が行われていない時期に、政党その他の政治活動を行う団体が、選挙運動にわたらない政治活動を行うことは基本的には自由ですが、選挙の期間中の特定の政治活動の方法については、一定の制限があります。

2 日常の政治活動の規制

選挙運動にわたらない政治活動は、本来自由に行われるべきものですが、政治活動の文書図画の掲示については、金のかからない政治ときれいな選挙の実現を図るために次のような規制がされています。

(1) 文書図画の掲示に関する規制（公選法143^⑩）

候補者等（政治家、候補者、立候補予定者）の氏名や氏名類推事項及び後援団体の名称を記載した政治活動のために使用される文書図画については次のアからウのものを除き掲示できません。

ア 立札・看板の類

- ① 掲 示 場 所 政治活動 に使用する事務所（後援団体の事務所）
事務所の実態のない場所には掲示できません。
- ② 枚 数 選挙の種類により一定の枚数以内で1事務所2枚が限度
- ③ 看板の規格 150cm×40cm以内（「足」の部分を含みます。）
- ④ 証票の添付 当該候補者等の選挙を管理する選挙管理委員会から交付を受けた「証票」を貼ったものに限り掲示できます。

2枚以上の立札等を組み合わせることにより立体観をもたせて使用することはできません。また、選挙運動期間前に掲示したものであれば、選挙期間中も掲示しておくことができますが、**選挙運動期間中に新たに設置はできません。**

選挙の種類別の証票枚数

選挙の種類	証票枚数		証票交付申請先
	候補者等	後援団体	
衆議院議員（小選挙区）	10	15	県選管
衆議院議員（比例代表）	40 （1小選挙区で10枚以内）	60 （1小選挙区で15枚以内）	中央選管
参議院議員（選挙区）	14	21	県選管
参議院議員（比例代表）	100 （県内で14枚以内）	150 （県内で21枚以内）	中央選管
県知事	14	21	県選管
県議会議員	6	6	県選管
市長・市議会議員	6	6	市選管
町長・町議会議員	4	4	町選管

イ ポスターの掲示

政治活動用ポスターのうち、ベニヤ板やプラスチック板などで裏打ちした状態のポスター、事務所、連絡所又は後援団体の構成員であることを表示するためのポスター及び選挙運動にわたる記載のあるポスターの掲示は禁止されています。

それ以外のポスター、例えば演説会の開催告知ポスターで裏打ちしていないもの等は掲示できますが、そのポスターには必ず、表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあっては名称）及び住所を記載しなければなりません（公選法143⑱）。

このポスターは、**選挙前の一定期間は掲出が禁止されます。**

一定期間（公選法143⑲）

- ① 衆議院議員総選挙……任期満了の日の6ヶ月前から、又は解散の日の翌日から選挙の期日まで
- ② 参議院議員通常選挙……任期満了の日の6ヶ月前から選挙の期日まで
- ③ 地方公共団体の選挙……任期満了の日の6ヶ月前から、又は選挙事由発生告示の翌日から選挙の期日まで
- ④ 補欠選挙・再選挙……選挙事由が告示された日の翌日から選挙の期日まで
- ⑤ 便乗（補欠・再）選挙……便乗される選挙の告示日の翌日から選挙の期日まで

ウ 演説会等の開催中の掲示するもの

政治活動用のための演説会、講演会及び研修会等の会場内で、開催中に掲示される立札・看板、ポスター等は、選挙運動にわたらない限り規格及び枚数に制限はありません（公選法143⑳Ⅲ）。

(2) その他の規制

① あいさつ状の禁止

候補者等は、当該選挙区内にある者に対し答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞い状その他これらに類するあいさつ状（電報その他これに類するものを含む。）を出すことは禁止されています（公選法147の2）

② 挨拶を目的とする有料広告の禁止

候補者等及びその後援団体は、当該選挙区内にある者に対し主として挨拶（時候の挨拶、慶弔、激励、感謝その他これらに類する挨拶）を目的とする有料広告を、新聞、雑誌、ビラ、パンフレット、インターネット等に掲載したり、テレビ、ラジオ等で放送したりすることは禁止されています（公選法152①）。

また、何人もこれらの行為を候補者等やその後援団体に求めることも禁止されています（公選法152②）。

3 事前運動の禁止

選挙運動は、立候補届出後でなければすることができず、選挙期日の公示日又は告示日前に選挙運動を行うことはすべて事前運動として禁止されます（公選法129）。

形式上は、合法的な文書図画であっても、実体において選挙運動と認められるものは事前運動となります。

特に、選挙前に行う「後援団体がする政治活動」については、注意が必要です。例えば、後援会の加入文書に投票依頼の文言を記載する、候補者等の氏名を必要以上に大書する、写真や経歴を掲げ「〇〇を・・・として大成させていただきたい。」等の記載をする、後援会事務所の所在や連絡先のない後援会加入文書の頒布、総会及び講演会等の日時や開催場所を記載しない総会等の開催通知、開催場所の借り上げや使用許可のない講演会の開催案内等については、選挙運動性があるとみなされるおそれがあります。

(1) 選挙運動にあたるおそれのある文言

「あなたの一票を〇〇党の候補者へ」、「〇〇君を国会へ送る会」、「〇〇党公認」、「立候補予定者」など

(2) 選挙運動のおそれがあると認められる行為

- ① 報告会や講演会の実体がないのにこの旨を周知する。
- ② 氏名や写真のみが目立つ報告会ポスターを自動車に貼り走り回る。
- ③ 政治活動以外の催し（例・・・旅行会の会員募集など）を周知するポスターに公職名を記載する。
- ④ 後援会の機関紙等を不特定・多数（新聞折り込み）に頒布する。
- ⑤ 選挙が近づいた時期に、これまで発行実績がなかった議会報告ビラ等を頒布する。

(3) 選挙運動とみなされないもの

- ① 立候補の準備行為…政党の公認を求める行為、立候補のための瀬踏み行為、名簿作成、候補者選考会の開催、立候補のために供託金を供託することなど。
- ② 選挙運動の準備……選挙運動費用の調達、選挙事務所借入の内交渉、選挙運動員・労務者の内交渉、ポスター・看板等の作成
- ③ 政治活動……地盤培養行為、党勢拡大、政策宣伝
- ④ 後援会活動……選挙運動にわたらない政治活動
- ⑤ 社交行為……通常の一般の範囲（寄附には一定の制限あり）

※これらの行為も、場合によっては選挙運動と認められる場合もあります。

例：既に候補者が決定しているにもかかわらず、形式的に候補者選考会を開催する場合等

4 選挙期間中の政治活動の規制

政治活動は、選挙期間中でも本来は自由なものですが、ある地域で特定の選挙が行われるときには、その選挙期間中はその区域内における特定の政治活動についてその方法が規制されています。

これは、選挙運動と密接な関係にある特定の政治活動を規制することで、選挙の自由公正を確保するためです。

(1) 衆議院議員の選挙、参議院議員の選挙、知事、市長、県議会議員の選挙で規制される政治活動

確認団体（(3)①参照）の申請がされた団体以外は次の政治活動が規制されます。

- ① 政談演説会の開催
- ② 街頭政談演説の開催
- ③ ポスターの掲示
- ④ 立札・看板の類の掲示（事務所に掲示するものを除く）
- ⑤ ビラの頒布
- ⑥ 宣伝告知のための自動車及び拡声器の使用
- ⑦ 連呼行為
- ⑧ 掲示又は頒布する文書図画に候補者の氏名や氏名が類推される事項を記載すること
- ⑨ 特定の建物で文書図画を頒布すること（郵便又は新聞折込みを除く）

(2) 衆議院議員総選挙における政治活動

小選挙区の候補者届出政党及び名簿届出政党は、選挙運動として許される態様、方法において、(1)で例示した政治活動を行うことができます。（公選法201の5）。

(3) 衆議院議員選挙以外の選挙における政治活動

確認団体制度

参議院議員の選挙、知事及び県議会議員の選挙並びに市長の選挙においては、一定の要件を満たす団体が、当該選挙の公示又は告示の日以後、届出をすることによって、選挙期間中も一定の規制のもとに(1)で例示した政治活動ができるようになります。この団体を確認団体と呼びます。

(4) 市町議会の議員及び町長の選挙

市町議会の議員及び町長の選挙においては、(3)①の確認団体の制度がないので、選挙の期間中でも選挙運動にわたらない限り、原則として自由に政治活動を行うことができます。

ただし、次の政治活動については、制限されます。

ア 連呼行為

イ 掲示又は頒布する文書図画に候補者の氏名や氏名が類推される事項を記載すること

ウ 特定の建物で文書図画を頒布すること（郵便又は新聞折込みを除く）

また、これらの選挙期間中に(1)の選挙が行われている期間がある場合、その期間中に限って、政治活動が規制されますので注意を要します。

第10 政治資金と税

1 政治団体に対する課税

現在存在する政治団体のうち法人格を有しているのは、「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律」（以下「法人格付与法」という。）により法人格を取得している政党等と一部の政治資金団体のみで、これら以外の政治団体は、法律上「人格なき社団」として取り扱われます。

(1) 寄附収入に対する課税

① 法人税

法人税法では、人格なき社団については収益事業から生じた所得以外の所得については法人税を課さないこととされており（法人税法7）、したがって**法人格を有しない政治団体にあつては寄附収入について法人税は課税されません。**

また、**法人格を有する政党等**についても、収益事業から生じた所得以外の所得については法人税を課さないこととされており（法人税法7、法人格付与法13①）、**寄附収入について法人税は課税されません。**

② 贈与税

相続税法では、人格なき社団は個人とみなして相続税法を適用するとされており（相続税法66）、個人からの寄附収入については贈与税の対象となりますが、公益を目的とする事業を行う者が贈与により取得した財産で、当該公益を目的とする事業の用に供することが確実なものについては非課税措置がとられており、政治団体が受けた政治活動に関する寄附は、一般的にはこれに該当するものとして非課税とされています。また、法人格を有する政党等についても、法人は贈与税の納税義務者となっていない（相続税法1の4）ことから、**贈与税は課税されません。**

(2) 事業収入に対する課税

① 法人税

政治団体が各種の事業を行い、収入を得る場合の課税関係については、法人税法により**収益事業による所得にのみ法人税が課税される**こととされています。政治団体が通常行っている各種の事業のなかで収益事業に該当する可能性があるものとしては出版事業が考えられます。この出版事業（機関紙誌の発行事業）についても、「特定の資格を有する者を会員とする法人がその会報その他これに準ずる出版物を主として会員に配布するために行うもの及び学術、慈善その他公益を目的とする法人がその目的を達成するため会報をもつばらその会員に配布するために行うものを除く。」とされており、政党、政治団体が行っている出版事業については、これに該当するものとされれば課税対象外とされることとなります。

② 消費税

消費税は、法人等の事業者が対価を得て行う資産の譲渡等に課税されるものであり、政治団体が購読料等の対価を得て機関紙誌を発行するような場合には、課税されることとなります。

2 政治家個人に対する課税

政治活動に関して受けた政治資金については雑所得となり、他の所得と通算して所得税の課税対象とされますが、政治資金に係る雑所得の計算では、**政治資金に係る収入から政治活動に関して支出された経費、すなわち政治活動のための費用を控除し、残余がある場合に、それが雑所得として課税の対象となります。**ただし、雑所得に係る赤字は、他の種類の所得の黒字と損益通算ができません。したがって、政治活動に要した費用の方が政治資金として受けた収入より多い場合が生じても、他の所得からその分を差し引くことはできません。

なお、選挙運動に関し受けた寄附で、公選法第189条の規定に基づく収支報告がなされているものについては課税されません（所得税法9①xvii，相続税法21の3①vi）。

3 法人の政治献金に係る税制上の措置

法人が行う政治献金については、税制上、特段の優遇措置はとられていません。

法人が政治団体（政党、政治資金団体）に対してその政治活動に関し寄附を行った場合、これは通常の寄附金として取り扱われ、**他の寄附金と合算して寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入の対象となります**（法人税法37）。

法人の寄附金の損金算入限度額は、次の算式によります。

$$\left[\text{資本金等の金額} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right] \times \frac{1}{4}$$

4 個人献金に係る税制上の優遇措置

(1) 優遇措置の内容

個人献金に係る優遇措置の内容は、個人が拠出した政治活動に関する寄附のうち一定の要件に該当するものについては所得税法上の特定寄附金とみなし、これらについては所得税の計算上所得から控除し、所得税を課さないこととしているものです。

また、政党・政治資金団体に対する個人献金は、**控除率30%の税額控除制度**による優遇措置があり、**所得控除制度との選択制**とされています。

(2) 優遇措置の適用要件

優遇措置を受けることができる寄附金とみなされるためには、以下の全ての要件に該当することが必要です（租税特別措置法41の18）。

① 個人がする規正法第4条第4項に規定する政治活動に関する寄附であること。

② 寄附の相手方の範囲

次に掲げる政治団体又は公職の候補者に対する寄附であること。

ア 政治団体のうち次のものに対する寄附

(i) 政党

(ii) 政治資金団体

(iii) 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、反対することを本来の目的とする団体で、国会議員が、主宰し又はその主要な構成員が国会議員であるもの（規正法5①iに掲げる団体を含む。）

(iv) 国会議員、都道府県の議会議員、都道府県知事、指定都市の議会議員、指定都市の市長の職にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの

(v) (iv)に掲げる特定の公職の候補者又は候補者となろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの（推薦、支持する者が立候補した日の属する年とその前年の2年間に限られる。）

イ 特定の公職の候補者に対する選挙運動に関してされた寄附

国会議員（衆議院の比例代表選出議員を除く。）、都道府県の議会議員、都道府県知事、指定都市の議会議員、指定都市の市長の職の候補者として、公選法第86条、第86条の3又は第86条の4の規定により届出のあった者に対する選挙運動に関してされた寄附

③ 期間

租税特別措置法で定める期間内にされた寄附であること。

④ 適用除外

上記の①～③の要件を満たす寄附であっても、法の規定に違反する寄附及び寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められる寄附（議員が自身の後援会に対してした寄附等）については、優遇措置は適用されないこととされています。

⑤ 収支報告書への記載

①～③の要件に該当し、かつ④の要件に該当しない寄附であることのほか、寄附を受けた者において、政治活動又は選挙運動に関する収支報告をする際に、優遇措置の適用を受けようとする**寄附者の氏名等を収支報告書に記載することが必要**です。

ア 政治団体の収支報告書への記載

政治団体に対する寄附について優遇措置の適用を受けるためには、政治団体の会計責任者が毎年12月31日現在で作成し、提出する収支報告書（規正法12）又は解散の際に提出する**収支報告書（規正法17）の中に、優遇措置の適用を受けようとする寄附者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日が記載されていることが必要**となります。

政治団体が提出する収支報告書には年間5万円を超える寄附者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日を記載することが義務づけられています（規正法12）が、優遇措置の適用を受けようとする寄附者については、たとえこれ以下の金額であっても収支報告書に氏名等が記載されていることが必要となります。

イ 特定の公職の候補者の選挙運動費用収支報告書への記載

(2)②イに掲げる特定の公職の候補者の選挙運動に関してされた寄附について優遇措置の適用を受けるためには、出納責任者が公選法第189条の規定により提出する**選挙運動費用収支報告書の中に、寄附者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日が記載されていることが必要**です。

(3) 優遇措置を受けることができる控除額

① 所得控除

個人の政治献金に係る所得控除を受けることができる金額は次のとおりです。（所得税法78①）

$$\text{寄附金控除額} = \{ \text{「特定寄附金の支出額」と「その年の各種の所得金額等の40\%相当額」} \\ \text{とのいずれか少ない方の金額} \} - 2 \text{千円}$$

② 税額控除

政党又は政治資金団体に対する個人の寄附については、税額控除制度による優遇措置が講じられ、所得控除制度によるものとの選択制とされています。

所得税の額から控除することができる金額は次のとおりです（租税特別措置法41の18②）。

$$\left(\begin{array}{l} \text{政党等寄附金} \\ \text{特別控除額} \end{array} \right) = \{ (\text{その年中に支出した政党等に対する寄附金の額の合計額}) - 2 \text{千円} \} \times 30\%$$

※ 税額控除額の100円未満の端数は切捨てとなります。

(4) 優遇措置を受けるための手続

寄附者が税制上の優遇措置を受けるためには、寄附者が確定申告に際して控除のための書類を添付することが必要です。

「寄附金(税額)控除のための書類」については、政治団体において所定の様式に従って必要事項を記載して、この書類に記載された寄附の内容が収支報告書に記載された寄附の内訳と一致することについて、都道府県届出団体にあつては都道府県の選挙管理委員会の、総務大臣届出団体にあつては総務大臣の確認を受けることが必要とされています。

「寄附金(税額)控除のための書類」が確定申告に間に合わない場合、申告者はいったん政治団体に寄附した旨を領収書等で税務署に申告し、その後「寄附金(税額)控除のための書類」の確認を経て、ただちに確定申告をした税務署に提出しなければなりません。

届 出 書 類 記 載 例

1	設立届関係		
	政治団体設立届 -----		47
	規約（作成例） -----		48
	被推薦書 -----		49
	政党の状況等に関する届 -----		50
	支部証明書 -----		51
2	異動届関係		
	届出事項の異動届 -----		52
3	解散届関係		
	政治団体解散届 -----		53
4	資金管理団体届出関係		
	資金管理団体指定届 -----		54
	資金管理団体届出事項の異動届 -----		55
	資金管理団体でなくなった旨の届出 -----		56
	資金管理団体取消届 -----		57
5	収支報告書関係		
	政治団体収支報告書 -----		58
	領収書等を徴し難かった支出の明細書 -----		88
	振込明細書に係る支出目的書 -----		89
6	寄附金（税額）控除関係		
	寄附金（税額）控除のための書類 -----		90

参考 備え付けなければならない会計帳簿の様式及び記載要領

収入簿 -----			91
支出簿 -----			93
運用簿 -----			95
記載要領 -----			96

政治団体の主要な届出書類

●は必須、○は必要に応じて

※政党の本部、政策研究団体、政治資金団体の届出については省略します。

届出書類	団体の区分		その他の政治団体				資金管理団体					特定パーティー開催団体				
	届出の区分	政党の支部			設立				設立(指定)					設立		
		設立	異動	解散	税優遇有	税優遇無	異動	解散	税優遇有	税優遇無	異動	取消	解散	設立	異動	解散
設立届(設立の日から7日以内)	●	○※5		●	●	○※5		●	●	○※5			●			
規約(会則・綱領等)の写	●	○※1		●	●	○※1		●	●	○※1						
支部証明書	●	○※7														
政党の状況等に関する届	●	○※8														
被推薦書				●※2		○※2		●※2		○※2						
国会議員関係政治団体に該当する旨の通知(2号団体のみ)				●※3		○※3		●※3		○※3						
異動届(異動の日から7日以内)		●※5				●※5				●※5				●		
国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知(2号団体のみ)						○※4				○※4						
解散届(解散の日から30日以内)			●				●					●				
解散に伴う収支報告書			●				●					●			●	
資金管理団体指定届(指定の日から7日以内)								●	●							
資金管理団体届出事項の異動届(異動の日から7日以内)										●※6						
資金管理団体取消届(指定取消後7日以内)											●					
資金管理団体でなくなった旨の届(事実が生じた日から7日以内)												●※9				
資金管理団体届け出に係る宣誓書								●	●	●※6	●	●				
特定パーティー開催計画書等													●			

既存の団体を新たに指定する場合は、点線内の書類のみ。

※1 規約等の内容に異動があった場合のみ、新しい規約等の写しを添付します。
 ※2 知事、県議の候補者等にある者の推薦・支持を本来の目的とする政治団体で、個人の政治献金に係る課税上の優遇措置の適用を受けようとする場合のみ添付します。また、課税上の優遇措置が無しから有りに異動する場合も添付します。
 ※3 国会議員関係政治団体のうち、2号団体に該当する場合や公職の種類に異動があった場合に提出します。

※4 2号団体に該当しなくなった場合に提出します。
 ※5 所管異動(総務大臣届出から県届出団体になる場合等)の場合、設立届も必要になります。
 ※6 名称・公職の種類・所在地・代表者以外の異動の場合は、必要ありません。
 ※7 名称・所在地・活動区域の異動の場合のみ添付します。
 ※8 政治団体の名称の異動の場合、添付します。
 ※9 届出者が公職の候補者でなくなった場合及び代表が死亡した場合等についてもこの届様式です。(参照P8~)

政治団体設立届

令和〇年〇月〇日

総務大臣
栃木県選挙管理委員会 殿

政治団体の名称 甲山太郎後援会
事務所の所在地 栃木県宇都宮市塙田〇丁目〇番〇号

氏名は、通称名やペンネームは使用できません。必ず戸籍名を記載してください。

→ 代表者の氏名 甲山 太郎

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

名称	(ふりがな) こうやまたろうこうえんかい		政治団体の区分				
	甲山太郎後援会		<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
目的			別紙のとおり	組織年月日	令和〇年3月1日		
主たる事務所の所在地	〒320-〇〇〇〇 (電話 028-623-XXXX) 栃木県宇都宮市塙田〇丁目〇番〇号 方						
主たる活動区	栃木県		支部の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	課税上の優遇措置の適用関係の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
区分	氏名	住所	生年月日	選任年月日			
(ふりがな) 代表者	こうやまたろう 甲山 太郎	〒320-〇〇〇〇 (電話028-XXXX) 宇都宮市〇〇1丁目2番地3号	大 昭 平 〇. 10. 11	令和 〇. 3. 1			
(ふりがな) 会計責任者	おつのじろう 乙野 次郎	〒320-△△△△ (電話028-623-△△△△) 宇都宮市△△1丁目21番地3号	大 昭 平 〇. 8. 27	令和 〇. 3. 1			
(ふりがな) 会計責任者の職務代行者	へいのさぶろう 丙野 三郎	〒320-□□□□ (電話028-623-□□□□) 宇都宮市□□1丁目2番地3号	大 昭 平 〇. 2. 22	令和 〇. 3. 1			
国会議員関係政治団体の区分	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体		代表者である公職の候補者に係る公職の種類 (現職・候補者)				
	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体		公職の候補者の氏名	公職の候補者に係る公職の種類			
			(ふりがな)	(現職・候補者等)			

公職の種類	<input type="checkbox"/> 衆議 <input type="checkbox"/> 参議	<input checked="" type="checkbox"/> 県議 <input type="checkbox"/> 知事	<input type="checkbox"/> 市町村議 <input type="checkbox"/> 市町村長	被推薦者氏名	甲山 太郎
-------	--	---	--	--------	-------

(注) 文字は略字を用いずに必ず楷書で正しく記載して下さい。

処理	名簿記載	<input type="checkbox"/> 入力	<input type="checkbox"/>
----	------	-----------------------------	--------------------------

記載上の注意

1 提出期限

当該団体の組織の日又は政治団体となった日から7日以内に持参してください。なお、規正法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、政治団体とみなされることとなった日から7日以内に持参してください。

2 記載上の留意事項等

- (1) 「代表者の氏名」欄には、記名押印又は署名し、署名の場合は必ず代表者本人が自署してください。
（記名のみの場合は、本人確認書類の提示又は提出が必要です。また、記名のみで代理人が届け出る場合には、委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出が必要です。（委任状には代表者本人の記名押印又は署名が必要です。））
- (2) 政治団体の支部にあつては、「名称」の欄にその名称を記載するとともに、当該支部を本部とする政治団体の名称を「（本部）何々」の例により記載すること。
- (3) 「□」には、該当するものに「レ」を記入します。
- (4) 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は規正法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日を記載します。なお、特定パーティー開催団体にあつては、政治団体とみなされることとなった日を記載します。
- (5) 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「栃木県宇都宮市塙田1丁目1番地20号〇〇会館〇号室」というように詳細に記載してください。
- (6) 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば、「全国」、「関東各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が1の都道府県の区域内にある政治団体にあつては、例えば、「甲県」、「甲市及び乙市」というように具体的に記載してください。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば「栃木県宇都宮市塙田1丁目1番地20号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載してください。
- (7) 「支部の有無」欄の「支部」についてはおおむね次のア～ウの条件を具備するものをいい、いわゆる「連絡所」のようなものはこれに該当しません。
ア 政治団体の党則、規約、定款等によって、その存在があきらかである当該政治団体の単位組織であつて、上部組織であるいわゆる本部と主従の関係にあるものであること。
イ 政治団体のいわゆる本部の指揮統括の下に一定の範囲で自由に政治活動を行うことが認められ、かつ、当該活動の成果がそこに統一されているものであること。
ウ 会計については、規正法の趣旨からして、一定の範囲内で独自に金銭、物品その他の財産上の利益の収益及び交付、供与を行うことができる状況にあるものであること。
- (8) 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入してください。
- (9) 「公職の種類」欄及び「被推薦者」欄は、当該団体が推薦し、支持する公職の候補者に関して記入します。これらの事項は、規正法規則で定められた設立届の様式以外の事項です。差し支えなければ記入してください。

3 添付書類

- (1) 綱領、党則、規約その他これらに相当するもの（特定パーティー開催団体は不要。）
- (2) その他
 - ① 政党の支部にあつては、「政党の状況等に関する届」及び「支部証明書」
 - ② 課税上の優遇措置の適用を受ける団体にあつては「被推薦書」
※国会議員関係政治団体（2号団体）は、これに代えて③の通知を添付します。
 - ③ 国会議員関係政治団体のうち、2号団体にあつては「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」
 - ④ 特定パーティー開催団体にあつては、「開催計画書」及び「規正法第22条の8第2項に規定する告知に係る書面」

甲山太郎後援会規約

第1条（名称・所在地）

本会は、甲山太郎後援会と称し、主たる事務所を宇都宮市におく。

設立届の名称欄
と一致します。

第2条（目的）

本会は、県政の発展と福祉の向上のために尽力している県議会議員甲山太郎氏の政治活動を後援することを本来の目的とし、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 会報等の発行及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書を提出した者をもって会員とする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	2名
幹 事	若干名
会計責任者	1名
監 事	2名

第6条（役員を選出及び任期）

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第7条（会議）

- 1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を招集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

第8条（経費）

本会の経費は、会費（年額〇〇〇〇円）、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度及び会計監査）

- 1 本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和〇〇年5月1日より実施する。

設立届の「組織年月日」及び各役員「選
任年月日」と原則として一致します。

被 推 薦 書

令和〇〇年〇月〇日

政治団体の名称 甲 山 太 郎 後 援 会

代表者の氏名 甲 山 太 郎 殿

知事、県議会議員又はその候補者等を推薦し又は支持することを目的とした団体で、課税上の優遇措置（41 ページ参照）を受けようとする団体が提出します。

（被推薦者）

公職の種類 栃木県議会議員（現職）

氏 名 甲 山 太 郎 ㊞

住 所 栃木県宇都宮市〇〇1丁目2番3号

私は、令和〇〇年〇月〇日から貴団体の推薦（支持）を受けています。

（備 考）

- 1 「公職の種類」には、都道府県の議会の議員又は都道府県知事の区分により、その職にある者にあつては「栃木県議会議員（現職）」、その職の候補者となろうとする者にあつては「栃木県議会議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 2 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 3 被推薦者が多数の場合には、それぞれについて別紙として添付すること。
- 4 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「栃木県議会議員（候補者等）（令和 年 月 日から）」の例により記載すること。

政党の状況等に関する届

令和〇〇年〇月〇日

総務大臣
栃木県選挙管理委員会 殿

政党の支部の名称 〇〇党××支部

本支部を支部とする政党の状況等について、下記のとおり届け出ます。

記

本支部を支部とする政党	名 称	〇 〇 党
	主たる事務所の所在地	東京都千代田区霞が関〇-×-△
	主たる活動区域	全 国
1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部		<input type="checkbox"/>

(備 考)

- 1 「本支部を支部とする政党」欄には、当該支部を支部とする政党の名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域を記載すること。
- 2 1以上の市町村又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあつては、「」内に「レ」を記入すること。

支 部 証 明 書

政党の支部の名称 ○○党××支部

主たる事務所の所在地 宇都宮市△△△丁目△番△号

主たる活動区域 栃木県宇都宮市

上記の支部は、本政党の支部（本政党の 栃木県宇都宮市 を単位として設けられる支部）であることを証明する。

令和○○年○月○日

政党の名称 ○ ○ 党

主たる事務所の所在地 東京都千代田区霞が関○-×-△

代表者の氏名 丙 川 一 男 ㊞

(備 考)

- 1 1以上の市町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部にあっては、「本政党の栃木県○○市を単位として設けられる支部」というように記載すること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。

資金管理団体に指定した団体の「名称」「所在地」「代表者」「公職の種類」に変更があった場合は、この他に「資金管理団体届出事項の異動届」が必要になります。

届出事項等の異動届

令和〇〇年〇月〇日

総務大臣
栃木県選挙管理委員会 殿

新たな名称・所在地・
代表者で届け出ます。

政治団体の名称 甲山太郎後援会
事務所の所在地 宇都宮市中央△丁目△番〇号
代表者の氏名 甲山太郎

{ 政治資金規正法第6条第1項の規定により届け出た事項 }
{ 政治資金規正法第6条第2項の規定により提出した綱領等の内容 } に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

(ふりがな) 名 称	新			異動年月日
	旧			令和 .
主たる 事務所の 所在地	新	〒320-×〇×〇 (電話 028 - 6△△△ - 〇×〇×) 宇都宮市中央△丁目△番〇号		令和
	旧	宇都宮市塙田〇丁目〇番〇号		〇 . 2 . 1
区 分	氏 名	住 所	新 の 生年月日	異動年月日
(ふりがな) 代 表 者	新	〒 - (電話 - -)	大 昭 平	令和
	旧		.	.
(ふりがな) 会 計 責 任 者	新	〒 - (電話 - -)	大 昭 平	令和
	旧		.	.
(ふりがな) 会計責任者の職務 代 行 者	新	うつのみや しろう 宇都宮 四郎	〒320-△×△× (電話028-××× -△△△△) 宇都宮市□□町〇△△番地	大(昭)平 令和
	旧	丙野 三郎	宇都宮市〇〇1丁目2番地3号	× . 9 . 1 〇 . 2 . 1
そ の 他	備考3参照			.

(備 考)

- 異動に係る事項について、異動の日から7日以内に届出をすること。
- 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 「その他」欄には、①主たる活動区域、②支部の有無、③綱領、党則、規約その他政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書）の内容、④課税上の優遇措置の適用関係の有無、⑤国会議員関係政治団体等に異動があつた場合にその旨を記載し、関係書類（規約、被推薦書等）を添付すること。

確 認	現届出内容	<input type="checkbox"/>
	資金管理	<input type="checkbox"/>

処 理	名簿記載	<input type="checkbox"/>	入力	<input type="checkbox"/>
-----	------	--------------------------	----	--------------------------

政治団体解散届

令和〇〇年〇月〇日

総務大臣

殿

栃木県選挙管理委員会

必ず解散の日までの「収支報告書」（２部）と共に提出します。

政治団体の名称 甲山太郎後援会

事務所の所在地 宇都宮市中央△丁目△番〇号

資金管理団体に指定した団体が解散する場合にはこの他に「資金管理団体取消等届」、「資金管理団体届け出に係る宣誓書」が必要です。

代表者の氏名 甲山太郎

会計責任者の氏名 乙野次郎

令和〇〇年〇月〇日に解散をしたので、政治資金規正法第１７条第１項の規定により届け出ます。

(備考)

- 1 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなったときは、その日から３０日（国会議員関係政治団体は６０日）以内にこの「政治団体解散届」を提出すること。なお、法第１８条の２第１項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）が、法第６条第１項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した場合は、その日から３０日以内にこの様式に準じて解散の届出をすること。
- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 3 この届出書の提出の際には、同時に、解散の日（特定パーティー開催団体にあつては、中止の日）までの「収支報告書」を一緒に提出すること。

確認	現届出内容	<input type="checkbox"/>
	収支報告	<input type="checkbox"/>
	資金管理	<input type="checkbox"/>

処理	名簿記載	<input type="checkbox"/>	入力	<input type="checkbox"/>

資 金 管 理 団 体 指 定 届

令和〇〇年〇月〇日

総務大臣
栃木県選挙管理委員会 殿

備考3参照

公職の種類 宇都宮市議会議員 (現職・候補者等)

必ず一致します

氏 名 甲 山 太 郎

住 所 宇都宮市〇〇1丁目2番地3号

個人の住所です

令和〇〇年〇月〇日に資金管理団体として下記の政治団体を指定したので、政治資金規正法第19条第2項の規定により届け出ます。

記

(ふりがな)	こうやま たろう こうえんかい
資金管理団体の名称	甲 山 太 郎 後 援 会
主たる事務所の所在地	〒320-△×△× (電話 028-6△△-××××) 宇都宮市埴田〇丁目〇番〇号
(ふりがな)	こうやま たろう
代表者の氏名	甲 山 太 郎

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年〇月〇日

氏 名 甲 山 太 郎

(備 考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 「公職の種類」欄には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 栃木県第〇区選挙区 (現職)」、その職の候補者又は候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員 北関東選挙区 (候補者等)」の例により記載すること。

処理 名簿記載 入力

資金管理団体届出事項の異動届

令和〇〇年〇月〇日

総務大臣
栃木県選挙管理委員会 殿

氏 名 甲 山 太 郎

住 所 宇都宮市〇〇1丁目2番地3号

届出事項に異動があったので、政治資金規正法第19条第3項第3号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

資金管理団体の名称	甲 山 太 郎 後 援 会	
異 動 事 項	異 動 内 容	異動年月日
公 職 の 種 類	新	(現 職 ・ 候 補 者 等)
	旧	(現 職 ・ 候 補 者 等)
(ふ り が な)		令和
資金管理団体の名称	新	. . .
	旧	. . .
主たる事務所の所在地	新	〒320-×〇×〇 (電話 028-6△△-〇×△×) 宇都宮市中央△丁目△番〇号
	旧	宇都宮市埴田〇丁目〇番〇号
(ふ り が な)		令和
代表者の氏名	新	. . .
	旧	. . .

宣 誓 書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年〇月〇日

氏 名 甲 山 太 郎

(備 考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

確 認	現届出内容 <input type="checkbox"/>
	異動届 <input type="checkbox"/>

処 理	名簿記載 <input type="checkbox"/>	入力 <input type="checkbox"/>
-----	-------------------------------	-----------------------------

資金管理団体でなくなった旨の届

令和〇〇年〇月〇日

総務大臣
栃木県選挙管理委員会 殿

氏名 甲山太郎
住所 宇都宮市〇〇1丁目2番地3号

備考4参照

下記の政治団体は、令和〇〇年〇月〇日に（解散したこと）により、資金管理団体でなくなったため、政治資金規正法第19条第3項第2号の規定により届け出ます。

記

(ふりがな)	こうやま たろう こうえんかい
資金管理団体の名称	甲山太郎後援会
主たる事務所の所在地	〒320-×〇×〇 (電話 028-6△△△-〇×△×) 宇都宮市中央△丁目△番地〇号

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年〇月〇日

氏名 甲山太郎

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあっては、新たに選任された代表者）本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- ()には「資金管理団体の届出をした者が公職の候補者でなくなったこと」、「資金管理団体の届出をした者が代表者でなくなったこと」、「解散したこと」又は「法第19条第1項に規定する政治団体でなくなったこと」のいずれかを記載すること。
- 資金管理団体の指定をした者が死亡した場合にあっては、この届出は新たに選任された代表者が行い、()には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。

処理 名簿記載 入力

資金管理団体指定取消届

令和〇〇年〇月〇日

総務大臣
栃木県選挙管理委員会 殿

氏名 甲山太郎
住所 宇都宮市〇〇1丁目2番地3号

令和〇〇年〇月〇日に下記の政治団体に対する資金管理団体の指定を取り消したので、政治資金規正法第19条第3項第1号の規定により届け出ます。

記

(ふりがな)	こうやま たろう こうえんかい
資金管理団体の名称	甲山太郎後援会
主たる事務所の所在地	〒320-×〇×〇 (電話 028-6△△-〇×〇×) 宇都宮市中央△丁目△番号〇号

宣誓書

私は、上記の記載が真実であることを誓います。

令和〇〇年〇月〇日

氏名 甲山太郎

(備考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。
- 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

処理 名簿記載 入力

(その1)

収 支 報 告 書

※該当箇所にすること

(ふりがな)

こうやまたらうこうえんかい

1 政治団体の名称 甲山太郎後援会

〒 3 2 0 - 8 5 0 1

2 主たる事務所の所在地 宇都宮市埴田〇丁目〇番〇号

3 代表者の氏名 甲 山 太 郎

4 会計責任者の氏名 乙 野 次 郎 5 令和 〇 年分

事務担当者の氏名 丙 野 三 郎 (電話) 028-623-〇〇〇〇

事務担当者の氏名 _____ (電話) _____

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	党
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2	
<input type="checkbox"/> 第1項の規定による政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体	
<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部	

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	
<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	<u>甲 山 太 郎</u>
公 職 の 種 類	<u>衆議院議員栃木県第〇選挙区 (現職)</u>

資金管理団体の指定の有無 (12月31日又は解散時点)	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	公職の種類 資金管理団体の届出をした者の氏名
<input type="checkbox"/> 無	
衆議院議員 栃木県第〇選挙区 (現職) <u>甲 山 太 郎</u>	

該当無しの場合は、空欄になります。

資金管理団体の指定の期間		※	受 付
令和 年 月 日から		審 査	
令和 年 月 日まで		入 力	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	令和 年 月 日から
	令和 年 月 日まで

1年間うち一部の期間のみ該当していた場合にその期間を記入します。該当する期間が通年(1月1日～12月31日)である場合は記載不要です。

〔表紙 (その1) の記載方法について〕

- 記載にあたっては必ず楷書ではっきりと記入してください。記入事項に訂正があるときは、修正液等は用いず当該箇所に訂正印(会計責任者の印)を押印した上で訂正してください(以下同様)。
- 「政治団体の名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表者の氏名」及び「会計責任者の氏名」欄は、届出日現在のものを記載してください。変更がある場合は「異動届」を提出してください。
- 「事務担当者の氏名」「電話」欄は、この報告書を作成し、若しくはこの報告書の内容について確認できる方を記載してください。
- 「」内には該当するものにし点でチェックしてください。
- 「資金管理団体の指定の有無」欄は、12月31日現在で、資金管理団体としての指定を受けている場合には、「有」にし点でチェックをし、その時点での「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」を記載します。
なお、「公職の種類」には、当該指定を行った者の公職の種類を記載するものであり、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、現にその職にある者にあつては、「衆議院議員栃木県第〇区選挙区 (現職)」、その職の候補者にあつては、「栃木県議会議員甲郡選挙区 (候補者)」、候補者となろうとする者にあつては、「乙町議会議員 (候補者となろうとする者)」というように記載してください。
- 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載します。通年で指定されていた場合には記載しないでください。
- 「国会議員関係政治団体の区分」欄は、12月31日現在で、1号団体又は2号団体であった場合には、該当する口にし点でチェックをし、その時点での「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」を記載します。
なお、「公職の種類」には、当該公職の候補者に係る公職の種類を記載するものであり、衆議院議員又は参議院議員の区分により、現にその職にある者にあつては、「衆議院議員栃木県第〇区選挙区 (現職)」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員栃木県第〇区選挙区 (候補者等)」というように記載します。
- 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」の欄には、12月31日現在での指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体であった場合に、その期間を記載します。通年で指定されていた場合には記載しないでください。

(その2)

収 支 の 状 況

前年分の報告書を確認し、記載して下さい。繰越のない場合は「0」として下さい。

1 収支の総括表

(単位：円)

収 入 総 額				5	4	7	7	8	0	0	0
(前年からの繰越額)						1	2	3	0	0	0
(本年の収入額)				5	4	6	5	5	0	0	0
支 出 総 額						9	5	1	5	0	0
翌年への繰越額				4	5	2	6	3	0	0	0

様式(その13)の合計額と一致します。

2 収入項目別金額の内訳

(単位：円)

(1) 個人の負担する党費又は会費											
金 額						1	8	9	0	0	0
人 員										1	0

党費又は会費を納入した実人数を記載して下さい。

(2) 寄 附												
① 寄 附 (②を除く。) の 区 分	金 額 (円)										備 考	
(ア) 個人からの寄附						1	4	1	0	0	0	様式(その7)の各区分ごとの合計と一致します。
(イ) 法人その他の団体からの寄附							5	5	0	0	0	
(ウ) 政治団体からの寄附				3	0	0	0	0	0	0	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)				3	1	9	6	0	0	0	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)							6	0	0	0	0	様式(その8)と一致します。
② 政 党 匿 名 寄 附							1	5	0	0	0	様式(その9)と一致します。
合 計 (① + ②)				3	2	1	1	0	0	0	0	

〔収支の総括表及び収入項目別金額の内訳(その2)の記載方法について〕

1 「収入総額」＝「前年からの繰越額」＋「本年の収入額」

なお、「前年からの繰越額」は前年に提出した収支報告書における「翌年への繰越額」を記載するものであり、繰越のない団体及び設立して最初に報告書を提出する団体の場合は「0」と記載することになります。

2 「本年の収入額」は、(その2)に記載された「党費又は会費」及び「寄附の合計額」と「機関紙誌の発行その他の事業(その3)」、「借入金(その4)」、「本部又は支部から供与された交付金に係る収入(その5)」及び「その他の収入(その6)」を全て合計した額です。

3 「翌年への繰越額」＝「収入総額」－「支出総額」

4 「個人が負担する党費又は会費」は、政治団体の根本原則としての党則、規約、会則等に定められた金銭の負担とされています。「員数」欄には、党費又は会費を納入した実人数(延人数ではない)を記載します。

なお、法人その他の団体が構成員として負担する党費又は会費は、政治資金規正法上は寄附として取り扱われますので、寄附の欄に記載します。

5 寄附については、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ項目ごとに総額を記載し、寄附のうち寄附のあっせんに係るものについては、寄附の内書としてその総額を記載して下さい。

6 「個人からの寄附」のうち、特定寄附(資金管理団体の届出をした公職の候補者が、公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附を自らの資金管理団体に取り扱わせるため当該資金管理団体に対してする寄附)は、個人からの寄附の内書としてその総額を記載します。

7 「政党匿名寄附」は、その総額を記載して下さい。

なお、「政党匿名寄附」とは、寄附のうち、政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける寄附で、1件当たりの金額が1,000円以下の寄附をいいます。

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分										
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)										金額(円)			年月日		住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)		職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考		
<input checked="" type="radio"/>	特	甲山 太郎								7	0	0	0	0	○	2	1	宇都宮市○○△丁目○番地○号	栃木県議会議員	
<input checked="" type="radio"/>	特	甲山 太郎								8	0	0	0	0	○	10	1	〃	〃	
		(計)								1	5	0	0	0						
		A山 太郎								4	0	0	0	0	○	4	23	東京都○○区○町○丁目○番○号	会社役員	
		〃								2	0	0	0	0	○	12	24	〃	〃	
		(計)								6	0	0	0	0						
		B山 次郎								3	2	0	0	0	○	3	9	宇都宮市○○△丁目○番地○号	団体職員	
		C山 花子								6	5	0	0	0	○	11	28	茨城県○○市○○△丁目○番○号	会社員	事務所の無償提供
<p>・同一の者から年間5万円を超える寄附について明細を記載して下さい。 ・年間5万円以下の寄附であっても、課税上の優遇措置を受ける場合には、明細を記載する必要があります。 ・事務所、労務、物品などの無償提供を受けた場合は寄附に該当します。その場合は、時価に見積もった金額を収入に計上し、年間5万円を超えるものにあつては、明細を記載し、備考欄に「事務所の無償提供」などと記載して下さい。さらに同額を「その他の経費」として支出に計上し、支出の目的欄には「金銭以外のものによる寄附相当分」と記載して下さい。</p>																				
		この頁の小計								1	1	3	5	0						
		その他の寄附								2	7	5	0	0						
		合計								1	4	1	0	0						
										<p>(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。 (注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。 (注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体</p>										
										<p>← 様式(その2)の「(ア)個人からの寄附」と一致します。</p>										

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)

(7) 寄附の内訳										寄附者の区分										
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)										金額(円)			年月日		住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)		職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考		
		A株式会社								2	0	0	0	0	○	1	9	東京都○○区○町○丁目○番○号	A野 太郎	上場・外資50%超
		〃								1	0	0	0	0	○	8	31	〃	〃	〃
		(計)								1	2	0	0	0						
		B協同組合								3	0	0	0	0	○	7	5	宇都宮市○○△丁目○番地○号	B山 次郎	
<p>法人・その他団体からの寄附は、政党(政党支部も含む)、政治資金団体以外の政治団体へのものは禁止されています。</p>																				
		この頁の小計								4	2	0	0	0						
		その他の寄附								1	3	0	0	0						
		合計								5	5	0	0	0						
										<p>(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。 (注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。 (注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体</p>										
										<p>← 様式(その2)の「(イ)法人その他団体からの寄附」と一致します。</p>										

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)



(7) 寄附の内訳										寄附者の区分		1.個人 2.法人・その他の団体		③政治団体		
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額(円)									年	月	日	住 所 (団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、 代表者の氏名)	備 考	
A政治連盟					1	0	0	0	0	0	○	4	1	茨城県〇市〇町〇番地	A川 五郎	
〃					1	0	0	0	0	0	○	8	31	〃	〃	
〃					1	0	0	0	0	0	○	12	15	〃	〃	
(計)					3	0	0	0	0	0						
この頁の小計					3	0	0	0	0	0	0					
その他の寄附											0					
合 計					3	0	0	0	0	0	0					

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載して下さい。
(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れて下さい。
(注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体
← 様式(その2)の「(ウ)政治団体からの寄附」と一致します。

〔寄附の内訳（その7）の記載方法について〕

1 共通事項

(1)様式（その2）に記載した「寄附」については、「個人からの寄附」、「法人その他団体からの寄附」、「政治団体からの寄附」に分類し、様式（その7）にそれぞれ別葉として記載して下さい。

また、「寄付者の区分」欄には、これらの区分を記載して下さい。

なお、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めず、様式（その5）に記載して下さい。

(2)同一の者からの寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるもの（5万1円以上）については、**その寄附をした者ごとに名寄せして、各々小計を記載して下さい。**

また、その者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）、当該寄附の金額及び年月日を記載して下さい。

(3)「住所」欄は、県内の場合は市郡名から、県外の場合は都道府県名から記載して下さい。

(4)年間5万円以下の寄附についても必要に応じその明細を記載しても差し支えありません。ただし、**課税上の優遇措置を受けるときには必ず明細を記載しておかなければなりません。**

(5)寄附のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額を記載して下さい。

(6)明細の記載が2ページ以上にわたる場合は、それぞれのページごとの小計を各ページの「この項の小計」欄に記載して下さい。明細を記載したものの以外の寄附については、寄付者の区分ごとの一番最後のページの「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額を記載して下さい。そして、寄付者各区分の最終ページの「合計」欄にはこれらの区分ごとの総額を記載して下さい。

(7)事務所の無償提供、労務の無償提供、物品の無償提供等も寄附となりますので、受けた場合は、時価に見積もった金額を寄付者の区分ごとに寄附に計上し、同額を支出の政治活動費における「その他の経費」に計上して下さい。

2 個人からの寄附

(1)個人が行った寄附で、課税上の優遇措置を受けようとするものについては、金額の多寡にかかわらず、すべて明細を記載して下さい。

(2)資金管理団体の指定を受けている政治団体にあつては、個人からの寄附のうち、特定寄附（資金管理団体の届出をした公職の候補者が政党から受けた寄附を資金管理団体に取り扱わせるため、当該資金管理団体に寄附するもの）については、「寄付者の氏名」欄に「**特**甲山 太郎」というように記載して下さい。

(3)遺贈によってする寄附については、備考欄に「遺贈」と記載して下さい。

3 法人その他団体からの寄附

(1)法人その他団体が負担する党費又は会費は、寄附とみなされますので、この様式に記載して下さい。

(2)外資系企業のうち日本法人であつて、その発行する株式が5年以上上場されているものから寄附を受けた場合は、「備考」欄に「上場・外資50%超」と記載して下さい。

なお、法人・その他団体は、政党・政治資金団体以外の政治団体に対して寄附をすることはできません。

4 政治団体からの寄附

政党・政治団体の名称は、略称は使わず記載して下さい。

(その8)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)



(8) 寄附のうち寄附のあっせんによるもの内訳										あっせん者の区分		1. 個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体					
寄附のあっせん者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額 (円)									提 供 年 月 日	集 め た 期 間	住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、 代表者の氏名)	備 考			
A野 次郎						6	0	0	0	0	○	10	15	○.10.1~ ○.10.7	東京都○○区○○町○番地	会社役員	
この頁の小計						6	0	0	0	0							
その他の寄附										0							
合計						6	0	0	0	0							

様式(その2)の「(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)」と一致しま

〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの内訳(その8)の記載方法について〕

- 1 あっせん者ごとに「個人によるあっせん」、「法人その他団体によるあっせん」、「政治団体によるあっせん」に分類し、様式(その8)にそれぞれ別葉として記載して下さい。
また、「寄附のあっせん者の区分」欄には、これらの区分を記載して下さい。
- 2 同一の者によってあっせんをされた寄附で、その金額の合計が年間5万円を超えるもの(5万1円以上)については、そのあっせんをした者ごとに名寄せして、各々小計を記載して下さい。
また、その者の氏名、住所及び職業(団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)、当該あっせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載して下さい。
- 3 年間5万円以下の寄附のあっせんについて、必要に応じその明細を記載しても差し支えありません。
- 4 あっせんをされた寄附のうち、上記により明細を記載した以外のものについては、「その他の寄附」欄にまとめてその合計金額を記載して下さい。
- 5 あっせん者区分ごとの「合計」欄の金額を合計すると、様式(その2)の「(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)」の金額に一致します。

(その9)

(9) 政党匿名寄附の内訳												
政党匿名寄附を受けた場所	金 額 (円)									年 月 日	備 考	
宇都宮市〇〇町〇〇番地〇〇駅前街頭						1	5	0	0	0	0	
政党匿名寄附は政党(政党支部も含む)、政治資金団体のみに認められています。												
この頁の小計						1	5	0	0	0	0	
合 計						1	5	0	0	0	0	

(注) 政党、政党の支部及び政治資金団体が演説会の会場等で受けた1,000円以下の寄附が対象となります。

← 様式(その2)の「②政党匿名寄附」と一致します。

〔政党匿名寄附の内訳(その9)の記載方法について〕

- 匿名寄附は原則禁止ですが、次に掲げる要件のすべてを満たした寄附について例外的に認められています。
 - 政党又は政治資金団体に対してする寄附であること。
 - 街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において行われる寄附であること。
 - 1件あたりの金額が、1,000円以下の寄附であること。
- 同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額、年月日及び場所を記載して下さい。

場所の記載については、「宇都宮市〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇駅前街頭」、「宇都宮市〇〇町〇丁目〇〇番地〇〇会館〇〇の間」というように記載して下さい。

(その10)													
(10) 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳													
特定パーティーの名称	対価に係る収入の金額(円)						対価の支払をした者の数	開催年月日		開催場所	備考		
	十	百	千	万	千	円		年	日				
△△君を励ます会		1	0	7	0	0	0	0	0	700	○ 10 20	宇都宮市本町○○番地 ○○会館○○の間	
<p>・様式(その3)に記載した政治資金パーティーのうち収入金額が1千万円以上のパーティーを再掲して下さい。</p> <p>・同一パーティーについて前年にも収入がある場合には、その金額、支払者の人数を備考欄に記載して下さい。</p>													
この頁の小計		1	0	7	0	0	0	0	0				
合計		1	0	7	0	0	0	0	0				
<small>(注1) 特定パーティーとは対価に係る収入の金額が1,000万円以上の政治資金パーティーをいいます。 (注2) 開催場所には開催施設の所在地及び施設名を記入して下さい。県外の場合は、都道府県名から記入して下さい。 (注3) (その3)に記載した特定パーティーの詳細を再掲して下さい。</small>													

〔機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち特定パーティーの対価に係る収入の内訳(その10)の記載方法について〕

- 1 特定パーティー(対価に係る収入の金額が1,000万円以上であるもの)又は特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーの対価に係る収入がある場合に記載して下さい。
- 2 パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所、対価に係る収入の金額、対価の支払をした者の数を記載して下さい。
- 3 特定パーティー開催団体(規正法18の2①の団体)以外の政治団体にあつては、報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前に収受されたものがある場合には、前年以前に収受されたものに係るこれらの事項について、「備考」欄に併せて記載して下さい。

(その11)

(11) 政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳										政治資金パーティーの名称			〇〇パーティー				
										対価の支払をした者の区分			1. 個人 2. 法人・その他の団体 3. 政治団体				
対価の支払をした者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額 (円)										年月日			住所(団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、 代表者の氏名)	備考	
	十	百	千	万	円	角	分	厘	毫	微	年	月	日				
甲株式会社				1	2	0	0	0	0	0	〇	6	10	宇都宮市〇〇町〇〇番地	甲野 次郎		
この頁の小計				1	2	0	0	0	0	0							
合計				1	2	0	0	0	0	0							

(注) この頁には、1パーティーにつき、同一の者からの対価の支払いが、20万円を超えるもののみ個別に記載して下さい。

〔政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳(その11)の記載方法について〕

- 一の政治資金パーティーの対価に係る収入 {特定パーティー開催団体(規正法 18 の2①の団体)以外の政治団体にあっては、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前における収入を含みます。} のうち、同一の者からの政治資金パーティーの対価の支払で、その金額の合計額が20万円を超えるものについて記載します。
- 開催した政治資金パーティーごとに別葉とし、さらに対価の支払は次のように分類して別葉とします。
 - ①個人からの対価の支払
 - ②法人その他の団体からの対価の支払
 - ③政治団体からの対価の支払
 なお、「対価の支払をした者の区分」欄には、これらの区分を記載します。
- 「政治資金パーティーの名称」欄に当該政治資金パーティーの名称を記載し、政治資金パーティーごとに、その年の支払について、当該対価の支払をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業(法人その他の団体にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに当該支払われた対価の金額、年月日を該当欄に記載して下さい。
- 特定パーティー開催団体以外の政治団体にあっては、当該政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、報告書に記載すべき収入があった年の前年以前において収受されたものがある場合には、前年以前において収受されたものに係る当該支払われた対価の金額及び年月日について、「備考」欄に併せて記載して下さい。
- 一の政治資金パーティーに係る20万円以下の対価の支払についても、必要に応じ記載しても差し支えありません。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表													
項 目		金 額 (円)									備 考		
1 経 常 経 費											【国会議員関係政治団体・資金管理団体】 人件費を除く「経常経費」の内訳を、様式(その14)に記載して下さい。 【上記以外の政治団体】 各項目ごとの総額を様式(その13)に記載するのみで、様式(その14)の提出は不要です。		
(1)	人 件 費					1	9	5	5	0		0	0
(2)	光 熱 水 費						1	4	2	5		0	0
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費						2	6	6	0		0	0
(4)	事 務 所 費						7	7	3	5		0	0
	小 計					3	1	3	7	0	0	0	
2 政 治 活 動 費													
(1)	組 織 活 動 費					1	0	0	0	0	0	0	
(2)	選 挙 関 係 費						6	4	0	0	0	0	
(3)	機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費					3	4	8	3	0	0	0	ア～エの計
	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費											0	
	イ 宣 伝 事 業 費						8	0	0	0	0	0	
	ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費					2	6	8	3	0	0	0	備考欄には、金額欄に記載した金額のうち、本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の金額を記載して下さい。
	エ そ の 他 の 事 業 費												
(4)	調 査 研 究 費								5	0	0	0	
(5)	寄 附 ・ 交 付 金						2	5	0	0	0	0	250,000円
(6)	そ の 他 の 経 費					1	0	0	0	0	0	0	
	小 計					6	3	7	8	0	0	0	250,000円
合 計						9	5	1	5	0	0	0	(注) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとにその額を「備考」欄に記載して下さい。

〔支出の総括表(その13)の記載方法について〕

すべての支出は、表-4 (P16 参照) の分類により「経常経費」及び「政治活動費」に大別し、さらに経常経費については、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所費に分類し、政治活動費については、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類したうえで、これらの項目ごとに年間の支出金額を様式(その13)に記載して下さい。

この場合、当該政治団体の本部又は支部に対して供与された交付金に係る支出については、これらの項目ごとにその額を「備考」欄に併せて記載して下さい。また、この金額の内訳を様式(その16)に記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分			光熱水費			
支出の目的	金額（円）									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考			
	十	百	千	千	百	十	百	十	百							
電気代（12月分）							1	3	0	0	0	○ 1 25	〇〇電力(株)	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地		
電気代（1月分）							1	2	0	0	0	○ 2 25	〃	〃		
電気代（2月分）							1	3	0	0	0	○ 3 25	〃	〃		
電気代（3月分）							1	1	0	0	0	○ 4 25	〃	〃		
電気代（4月分）							1	0	5	0	0	○ 5 25	〃	〃		
電気代（5月分）							1	2	0	0	0	○ 6 25	〃	〃		
電気代（6月分）							1	1	0	0	0	○ 7 25	〃	〃		
電気代（7月分）							1	3	0	0	0	○ 8 25	〃	〃		
電気代（8月分）							1	3	0	0	0	○ 9 25	〃	〃		
電気代（9月分）							1	1	0	0	0	○ 10 25	〃	〃		
電気代（10月分）							1	1	0	0	0	○ 11 25	〃	〃		
電気代（11月分）							1	2	0	0	0	○ 12 25	〃	〃		
この頁の小計							1	4	2	5	0	0				
その他の支出												0				
合計							1	4	2	5	0	0				

(注1) 国会議員関係政治団体及び資金管理団体（指定期間中）のみ、人件費以外の経常経費について記載する必要があります。
(注2) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、資金管理団体にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分			備品・消耗品費			
支出の目的	金額（円）									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考			
	十	百	千	千	百	十	百	十	百							
事務所机椅子等の購入							1	1	0	0	0	○ 1 25	〇〇商会(株)	宇都宮市〇〇町〇〇丁目〇番地		
ガソリン代							6	1	5	4	0	○ 2 25	〇〇石油販売(株)	足利市〇〇△丁目〇〇番地		
自動車修理代							8	3	0	0	0	○ 3 25	〇〇自動車(株)	宇都宮市〇〇町〇〇丁目〇番地		
この頁の小計							2	5	4	5	4	0				
その他の支出								1	1	4	6	0				
合計							2	6	6	0	0	0				

(注1) 国会議員関係政治団体及び資金管理団体（指定期間中）のみ、人件費以外の経常経費について記載する必要があります。
(注2) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、資金管理団体にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分		事務所費		備考	
支出の目的	金額(円)									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)			
事務所家賃(2月分)						6	0	0	0	0	○	1	25	〇〇不動産㈱	宇都宮市〇〇町〇〇丁目〇番地
事務所家賃(3月分)						6	0	0	0	0	○	2	25	〃	〃
事務所家賃(4月分)						6	0	0	0	0	○	3	25	〃	〃
事務所家賃(5月分)						6	0	0	0	0	○	4	25	〃	〃
事務所家賃(6月分)						6	0	0	0	0	○	5	25	〃	〃
事務所家賃(7月分)						6	0	0	0	0	○	6	25	〃	〃
事務所家賃(8月分)						6	0	0	0	0	○	7	25	〃	〃
事務所家賃(9月分)						6	0	0	0	0	○	8	25	〃	〃
事務所家賃(10月分)						6	0	0	0	0	○	9	25	〃	〃
事務所家賃(11月分)						6	0	0	0	0	○	10	25	〃	〃
事務所家賃(12月分)						6	0	0	0	0	○	11	25	〃	〃
事務所家賃(1月分)						6	0	0	0	0	○	12	25	〃	〃
この頁の小計						7	2	0	0	0	(注1) 国会議員関係政治団体及び資金管理団体(指定期間中)のみ、人件費以外の経常経費について記載する必要があります。				
その他の支出						5	3	5	0	0	(注2) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、資金管理団体にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。				
合計						7	7	3	5	0	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。				

〔経常経費の内訳(その14)の記載方法について〕

1 この様式は、「国会議員関係政治団体」及び「資金管理団体」のみ提出して下さい。

2 国会議員関係政治団体の場合

(1) 国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、人件費以外の経常経費については、1件当たりの金額(数回にわたって支払われたときは、その合計金額)が、**1万円を超える支出**について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載して下さい。

(2) **1件1万円を超える支出については、領収書等の写しを提出**して下さい。

(3) 「その他の支出欄」には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては、1万円以下の支出を一括してその合計金額を記載して下さい。

3 資金管理団体の場合

(1) 資金管理団体として指定されていた期間に行った支出のうち、人件費以外の経常経費については、1件当たりの金額(数回にわたって支払われたときは、その合計金額)が、**5万円以上の支出**について、その支出を受けた者の氏名及び住所(団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載して下さい。

(2) **1件5万円以上の支出については、領収書等の写しを提出**して下さい。

(3) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあつては、5万円未満の支出を一括してその合計金額を記載して下さい。

4 人件費以外の経常経費は、様式(その13)の基準により分類し、「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉として下さい。

5 「支出の目的」欄には、次のような例により具体的に記載して下さい。

光熱水費……「電気代」、「ガス代」、「水道代」

備品・消耗品費……「機の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」

事務所費……「事務所家賃」、「公租公課」、「火災保険金」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」

6 記載が2ページ以上にわたる場合は、それぞれのページごとの小計を各ページの「この項の小計」欄に記載し、項目別各区分ごとの一番最後のページの「その他の支出」欄に、明細を記載したものの以外の支出を合計した金額を記載します。「合計」欄には、これらの総額を記載します。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分			組織活動費(大会費)			
支出の目的	金額(円)									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考			
	十億	百万	千	円	百	十	千	百	十					円		
案内状印刷代					2	0	0	0	0	0	○	10	1	△△印刷株	宇都宮市○○町○○番地	
資料印刷代					5	6	0	0	0	0	○	10	1	〃	〃	
会場借上費					1	0	0	0	0	0	○	11	1	○○会館	宇都宮市△△町○○番地	
弁当代					5	0	0	0	0	0	○	11	1	○○食堂	宇都宮市□□町○○番地	
この頁の小計					9	1	0	0	0	0						
その他の支出					9	0	0	0	0	0						
合計					1	0	0	0	0	0						

(注1) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、その他にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分			選挙関係費(陣中見舞い)			
支出の目的	金額(円)									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考			
	十億	百万	千	円	百	十	千	百	十					円		
陣中見舞い					6	0	0	0	0	0	○	9	13	A山 一郎	栃木市○○町○○番地	
この頁の小計					6	0	0	0	0	0						
その他の支出					4	0	0	0	0	0						
合計					6	4	0	0	0	0						

(注1) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、その他にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分			宣伝事業費（ポスター作成費）			
支出の目的	金額（円）									年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考			
	十圓	百圓	千圓	百圓	十圓	百圓	十圓	百圓	十圓	円						
印刷費					7	0	0	0	0	0	○	5	28	〇〇印刷株	宇都宮市〇〇町〇〇番地	
発送費					1	0	0	0	0	0	○	6	15	株〇〇運輸	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
この頁の小計					8	0	0	0	0	0	(注1) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、その他にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。					
その他の支出										0	(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。					
合計					8	0	0	0	0	0						

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分			政治資金パーティー開催事業費（〇〇パーティー）			
支出の目的	金額（円）									年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考			
	十圓	百圓	千圓	百圓	十圓	百圓	十圓	百圓	十圓	円						
案内状印刷代					5	0	0	0	0	0	○	4	22	〇〇印刷株	宇都宮市〇〇町〇〇番地	
会場借上費					1	0	0	0	0	0	○	7	10	〇〇ホテル	宇都宮市埴田〇丁目〇〇番	
食事代					1	5	7	0	0	0	○	7	10	〃	〃	
講師謝礼					5	0	0	0	0	0	○	7	10	T野 U郎	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	
この頁の小計					2	6	7	0	0	0	(注1) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、その他にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。					
その他の支出						1	3	0	0	0	(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。					
合計					2	6	8	3	0	0						

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分			調査研究費 (書籍購入費)		
支出の目的	金額(円)									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十	百	千	円											
この頁の小計															
その他の支出															
合計															

(注1) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、その他にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。
(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分			寄附・交付金 (支部交付金)		
支出の目的	金額(円)									年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十	百	千	円											
支部交付金					2	5	0	0	0	0	○ 3 31	甲山太郎後援会○○支部	宇都宮市○○町○○番地		
この頁の小計						2	5	0	0	0	0				
その他の支出															
合計						2	5	0	0	0	0				

(注1) 国会議員関係政治団体にあつては1万円超の支出、その他にあつては5万円以上の支出はすべて個別に掲載し、それ以外の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。
(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載して下さい。

〔政治活動費の内訳（その15）の記載方法について〕

1 国会議員関係政治団体の場合

- (1) ①国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出の場合、政治活動費のうち、1件当たりの金額（数回にわたって支払われたときは、その合計金額）が、**1万円を超える支出**
 - ②国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出の場合、政治活動費のうち、1件当たりの金額（数回にわたって支払われたときは、その合計金額）が、**5万円以上支出**
- について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載して下さい。
- (2) **①及び②について領収書等の写しを提出**して下さい。
 - (3) 「その他の支出欄」には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては、1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては、5万円未満の支出を一括してその合計金額を記載して下さい。

2 国会議員関係政治団体以外の政治団体の場合

- (1) 政治活動費のうち、1件当たりの金額（数回にわたって支払われたときは、その合計金額）が、**5万円以上支出**について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を該当欄に記載して下さい。
- (2) **1件5万円以上の支出については、領収書等の写しを提出**して下さい。
- (3) 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、5万円未満の支出を一括してその合計金額を記載して下さい。

3 政治活動費は、様式（その13）の基準により分類し、さらに費目ごとに、次の例のように適宜、小分類し、それぞれ別業として下さい。

組織活動費……「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」

選挙関係費……「公認推薦料」、「陣中見舞」

機関紙誌の発行事業費……「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」

宣伝事業費……「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、
「宣伝用自動車の購入・維持費」

政治資金パーティー開催事業費……「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」

調査研究費……「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」

寄附・交付金……「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」

その他の経費……「雑費」

4 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載して下さい。

5 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載して下さい。

※領収書等の写しの添付についての注意事項

- 1 領収書等は、原本ではなく必ず複写機により日本産業規格A列4番の用紙に複写したものを提出して下さい。（選挙管理委員会でコピーをとることはしませんのであらかじめご準備下さい。）
- 2 領収書等には、支出の「**目的**」、「**金額**」及び「**年月日**」の3事項が記載されていることが必要です。
- 3 領収書等は、支出項目の順番（収支報告書記載順）に従って並べ、収支報告書の最後に一括して添付して下さい。収支報告書の様式中には入れないで下さい。
- 4 領収書の宛名は原則当該政治団体名として下さい。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

※有無について☑して下さい。

(注) □が有の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

〔資産等の総括表(その17)の記載方法について〕

- 1 政治団体が、毎年12月31日において有する資産等について、総括表の項目ごとの有無について「□」内に「✓」を記入して下さい。
- 2 有に記入した場合は、項目別に様式(その18)に資産等の項目別の内訳を記入して下さい。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳											項目別区分			動 産	
摘 要		金 額 (円)									年 月 日			備 考	
		十 億			百 万			千			円				
自動車					3	0	0	0	0	0	○	8	27	1台	

(注) (その17) で有に☑の場合は、項目別区分ごとに別業として作成して下さい。
借入金は「借入先」ごとの合計金額で日付は不要です。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資産等の内訳											項目別区分			借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	
摘 要		金 額 (円)									年 月 日			備 考	
		十 億			百 万			千			円				
甲銀行 (乙支店)					1	2	0	0	0	0					

(注) (その17) で有に☑の場合は、項目別区分ごとに別業として作成して下さい。
借入金「借入先」ごとの合計金額で日付は不要です。

〔資産等の項目内訳（その18）の記載方法について〕

1 政治団体が、毎年12月31日において有する資産等の内訳については、次の例により項目別に分類したうえで記載し、それぞれ別葉として下さい。なお、「項目別区分」欄には、これらの区分を記載して下さい。

項目	記 載 事 項		
	摘要欄 「記載例」	備考欄 「記載例」	金額欄 年月日欄
土地	所在 「宇都宮市〇〇町〇〇番地」	面積 「100㎡」	取得の価額 取得年月日
建物	所在 「宇都宮市〇〇町〇〇番地」	床面積 「100㎡」	取得の価額 取得年月日
建物の所在を目的とする地上権又は土地の賃借権	所在及び地上権又は賃借権の別 「宇都宮市〇〇町〇〇番地」	面積 「100㎡」	取得の価額 取得年月日
取得の価額が100万円を超える動産	品目 「自動車」「絵画」「応接セット」	数量	取得の価額 取得年月日
預金又は貯金 (普通預金、当座預金、普通貯金を除く。)	「残高」		残高
金銭信託	「金銭信託」		金銭の額 設定年月日
有価証券	種類 「国債」、「株式」、「社債」	銘柄及び数量 「〇年〇月発行10年国債(額面100万円)」、「甲株式会社発行株式(1,000株)」	取得の価額 取得年月日
出資による権利	出資先 「甲合名会社」、「乙合資会社」		金額 出資年月日
貸付ごとの残高が100万円を超える貸付金	貸付先 「甲野太郎」、「乙政治団体」		残高 —
支払われた金額が100万円を超える敷金	支払先 「甲野太郎」、「乙株式会社」		敷金の金額 支払年月日
取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	種類 「ゴルフ場会員権」、「スポーツクラブ会員権」	施設の名称 「甲カントリークラブ」、「乙会員制スポーツクラブ」	取得の価額 取得年月日
借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	借入先 「甲銀行(乙支店)」		残高 —

2 記載事項のうち「取得の価額」などに不明なものがあった場合には、次の例により記載してください。

取得時期	項目	記載事項のうち不明なもの	不明な記載事項の記載方法 「備考欄の記載例」
政治団体となった日※前	<ul style="list-style-type: none"> ・土地 ・建物 ・建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 ・動産 ・有価証券 ・施設の利用に関する権利 	取得の価額	取得時における時価に見積もった金額 「設立日前の取得だが価額が不明。価額は取得時における見積額。」
		取得の価額 取得年月日	設立日における時価に見積もった金額 設立日 「設立日前の取得だが価額、年月日とも不明。年月日は設立日、価額は設立日における見積額。」
		取得年月日	— 「設立日前の取得だが年月日が不明。 「設立日は○年○月○日。」
	<ul style="list-style-type: none"> ・出資による権利 ・敷金 	取得年月日	— 「設立日前の取得だが年月日が不明。 「設立日は○年○月○日。」
政治団体となった日※から平成元年12月31日までの間	<ul style="list-style-type: none"> ・土地 ・建物 ・建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 ・動産 ・有価証券 ・施設の利用に関する権利 	取得の価額	取得時における時価に見積もった金額 「設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが価額が不明。価額は平成5年1月1日における見積もり額。」
		取得の価額 取得年月日	平成5年1月1日における時価に見積もった金額 — 「設立日から平成元年12月31日までの取得だが価額、年月日とも不明。年月日は設立日、価額は平成5年1月1日における見積額。」
		取得年月日	— 「設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが年月日が不明。「設立日は○年○月○日。」
	<ul style="list-style-type: none"> ・出資による権利 ・敷金 	取得年月日	— 「設立日から平成元年12月31日までの間の取得だが年月日が不明。「設立日は○年○月○日。」

※ 「政治団体となった日」とは法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となった日（同項第2号の団体にあつては、第6条の2第2項前段の規定による届出がされた日）をいいます。

(その19)

3 不動産の利用の現況

不動産の内訳		項目別区分			
摘要	用途	事務所以外の用に供している場合			
		使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係	使用者ごとの用途	使用者ごとの使用面積	使用者ごとの使用の対価の価額
		宇都宮市〇〇町〇〇番地〇号	事務所		
足利市〇〇町〇〇丁目〇番地〇号	賃貸	当団体の職員以外の個人	事務所用以外の駐車場	50㎡	5万円/月
	事務所				

この様式は、資金管理団体以外の政治団体は不要です。

(注1) 資金管理団体が不動産（（その17）のアからウまでの資産）を所有している場合、項目別区分ごとに別業として作成してください。
 (注2) 資金管理団体は、平成19年8月6日以降不動産を取得してはならないこととなっていますので、注意してください。

〔不動産の利用の状況（その19）の記載方法について〕 ※資金管理団体のみ

1 12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合には、同日において有する資産等のうち不動産（「土地」、「建物」、「建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権」をいいます。）の利用の現況について、次の例により項目別に分類した上で記載し、それぞれ別業として下さい。

なお、資金管理団体が不動産を取得し、又は保有することは、平成19年8月6日以後は同日前に取得したものなどを除き、禁止されています。

項目	事務所／事務所以外	記載例					
		摘要欄 (所在を記載)	用途欄	使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係欄	使用者ごとの用途欄	使用者ごとの使用面積欄	使用者ごとの使用の対価の価額欄
土地	事務所に使用している場合		「事務所(事務所用の駐車場を含む)」	記載する必要はなし			
	事務所以外に使用している場合	「宇都宮市〇〇町〇〇番地〇号」	「賃貸」、「無償貸与」	「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」	「住居」、「事務所用以外の駐車場」	「100㎡」	「10万円/月」
建物	事務所に使用している場合		「事務所」	記載する必要はなし			
	事務所以外に使用している場合	「宇都宮市〇〇町〇〇番地〇号」	「賃貸」、「無償貸与」	「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」	「住居」、「倉庫」	「100㎡」	「10万円/月」
建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	事務所に使用している場合		「事務所(事務所用の駐車場を含む)」	記載する必要はなし			
	事務所以外に使用している場合	「宇都宮市〇〇町〇〇番地〇号」	「賃貸」、「無償貸与」	「当団体の職員」、「当団体の代表者の秘書」、「当団体の職員以外の個人」	「住居」、「事務所用以外の駐車場」	「100㎡」	「10万円/月」

- ※ 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、同一の不動産に関し当該不動産を現に使用しているものと当該資金管理団体及びその代表者との関係が同一の関係にある者が複数いるときには、一人ずつ行を分けて記載するものとし、その際、「使用者ごとの使用面積」欄については、各使用者の専有面積で按分するなどして、適宜記載して下さい。
- ※ 「使用者と当該資金管理団体及びその代表者との関係」欄から「使用者ごとの使用の対価の価額」欄までについては、事務所の用に供している不動産の場合は記載を要しません。
- ※ 12月31日現在で資金管理団体として指定されていない場合又は同日において不動産を有していない場合には、この様式は記載を要しません。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 ○ 年 3 月 1 日

政治団体の名称 甲山太郎後援会

会計責任者の氏名 乙野次郎

代表者の氏名（代表者については解散する年の収支報告書にのみ記入すること）

- (注1) 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- (注2) 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

〔宣誓書（その20）の記載方法について〕

- 1 「会計責任者の氏名」欄には、記名押印又は署名して下さい。なお、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署して下さい。
（記名のみ場合は、本人確認書類の提示又は提出が必要です。また、記名のみで代理人が届け出る場合には、委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出が必要です。（委任状には会計責任者本人の記名押印又は署名が必要です。））
また、「政治団体の名称」、「会計責任者の氏名」は、様式（その1）の表題部に記載したものと一致します。
- 2 「代表者の氏名」欄には、解散に伴い提出する収支報告書のみ記載が必要となりますので、解散時以外は記載しないで下さい。
解散時の収支報告書の場合は、記名押印又は署名して下さい。なお、署名の場合は必ず代表者本人が自署して下さい。
（記名のみ場合は、本人確認書類の提示又は提出が必要です。または、記名のみで代理人が届け出る場合には、委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出が必要です。（委任状には代表者本人の記名押印又は署名が必要です。））

領収書等を徴し難かった支出の明細書

支出の目的		金額(円)	年月日			領収書等を徴し難かった事情
項目	摘要					
組織活動費	会場借上費	100,000	○	11	1	銀行振り込みのため
その他の経費	金銭以外のものによる寄附相当分	180,000	○	11	8	事務所の無償提供のため

領収書等を紛失したときには、「領収書を徴し難い事情」には該当しませんので、必ず領収書等の「再交付」を受けてください。

政治団体の名称 甲山太郎後援会

会計責任者の氏名 乙野次郎

(注1) 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

(注2) 「支出の目的」欄には、(その13)の様式の例により分類して記載すること。

〔領収書等を徴し難かった支出の明細書（第8号様式）の記載方法について〕

- 1 支出が5万円以上（国会議員関係政治団体は1万1円以上）の場合に金融機関の振込を用いる場合など、領収書等が徴し難かった場合は必ず添付して下さい。
- 2 「支出の目的」欄には、収支報告書の様式（その13）の支出の項目別区分に従って分類、整理し、「項目」欄に該当する支出項目名を記載して下さい。
- 3 「摘要」欄には、収支報告書の様式（その14）又は様式（その15）の「支出の目的」欄に記載した内容を記載するものとし、例えば「会場借上費」、「電話料金」というように具体的に記載し、「領収書を徴し難かった事情」には「銀行振込のため」、「口座振替のため」などと記載して下さい。
- 4 「会計責任者の氏名」欄には、記名押印又は署名して下さい。なお、署名の場合には、必ず会計責任者本人が自署して下さい。（記名のみ場合は、本人確認書類の提示又は提出が必要です。また、記名のみで代理人が届け出る場合には、委任状及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出が必要です。（委任状には会計責任者本人の記名押印又は署名が必要です。））

振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 目 的	
項 目	摘 要
組織活動費	会場借上費

政治団体の名称 甲 山 太 郎 後 援 会

- 1 「支出の項目」欄には、(その13)の様式の例により分類して記載すること。
- 2 「摘要」欄には、例えば、「会場借上費」というように具体的に記載すること。
- 3 支出の目的ごとに別葉とすること。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写し(当該振込明細書を複写機により複写したものに限り。)と併せて提出すること。

振込明細書(写)の貼付

〔振込明細書に係る支出目的書(第8号様式の2)の記載方法について〕

- 1 領収書等を添付すべき支出で、金融機関への振込みによる支出に係るものについては、この目的書と金融機関が作成した振込明細書の写しをもって、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」に代えることができます。
- 2 「項目」欄には、収支報告書の様式(その13)の例により分類して記載して下さい。
- 3 「摘要」欄には、収支報告書の様式(その14)又は様式(その15)の「支出の目的」欄に記載した内容を記載するものとし、例えば「会場借上費」、「電話料金」というように具体的に記載して下さい。
- 4 支出の目的ごとに別葉とし、「項目」が同じであっても「摘要」が異なる場合には、その異なる「摘要」ごとに別葉として下さい。
- 5 提出にあたっては、当該支出に係る振込明細書の写しと併せて提出して下さい。

※ 平成24年4月の政治資金規正法施行規則の改正により、振込明細書に支出の目的が記載されているときは、当該振込明細書の写しをもって支出目的書とすることができることとなりましたので、振込明細書に支出の目的が記載されているとき(会計責任者による記入も可)は、支出目的書を別途この様式により作成し、提出することは不要となりました。

(確認欄)

寄附金（税額）控除のための書類

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

(寄附をした者)

氏名	A 野 次 郎							
住所	東京都〇〇区〇〇町〇番地							
寄附金の額		百万	十万	万	千	百	十	円
			¥	6	0	0	0	0
寄附年月日	※1 令和〇年10月15日							

※1 寄附が複数回にわたる場合は、「(寄附の内訳)」欄に年月日及び金額を記入の上、総額を「寄附金の額」欄に記載し、「寄附年月日」欄は空白とします。

(寄附を受けた団体)

名称	甲山太郎後援会	
所在地	栃木県宇都宮市塙田〇丁目〇番〇号	
団体の区分 〔いずれか該当するもの の番号を○で表示〕	政党又は政治資金団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第1号又は第2号〕	左記以外の特定の政治団体 〔租税特別措置法第41条の18 第1項第3号又は第4号〕
	1	②
租税特別措置法第41条の18 第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は 主要な構成員である国会 議員の氏名	
租税特別措置法第41条の18 第1項第4号該当の場合 〔同号イ該当の場合は(2)の 記載は必要ありません。〕	(1) その団体が推薦し又は 支持する者の氏名	甲 山 太 郎
	(2) 上記(1)の者が立候補し た選挙名及び立候補年月日	※2 選挙 令和 年 月 日

※2 (1)の者が現に公職にある間になされた寄附については記入不要です。

(寄附を受けた個人) ※1

公職の候補者	(1) 公職の候補者の氏名	
	(2) 上記(1)の者が立候補し た選挙名及び立候補年月日	選挙 令和 年 月 日
住所		

(寄附の内訳)

年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
	円		円		円
	円		円		円
	円		円		円
	円		円		円
	円		円		円

会計帳簿様式

1 収入簿

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1 個人の負担する党費又は会費	1 何 々 2 何 々 ----- 合 計			
2の1 寄附（政党匿名寄附を除く。）				
(1) 個人からの寄附	1 何 々 2 何 々 ----- 小 計			
(2) 法人その他の団体からの寄附	1 何 々 2 何 々 ----- 小 計			
(3) 政治団体からの寄附	1 何 々 2 何 々 ----- 小 計			
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	小 計			
(1) 個人によるもの	1 何 々 2 何 々 ----- 小 計			
(2) 法人その他の団体によるもの	1 何 々 2 何 々 ----- 小 計			
(3) 政治団体によるもの	1 何 々 2 何 々 ----- 小 計			
	小 (合 計)			
2の2 政党匿名寄附	1 何 々 2 何 々 ----- 合 計			

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入				
(1) 機関紙誌の発行事業	1 何 々 2 何 々 小 計			
(2) 政治資金パーティー開催事業	1 何 々 2 何 々 小 計			
(政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳)	(1) 何 々			
ア 個人からの対価の支払	① 何 々 ② 何 々			
イ 法人その他の団体からの対価の支払	① 何 々 ② 何 々			
ウ 政治団体からの対価の支払	① 何 々 ② 何 々 計			
政治資金パーティーの対価に係る収入のうち 対価の支払のあつせんによるものの内訳				
ア 個人によるもの	① 何 々 ② 何 々			
イ 法人その他の団体によるもの	① 何 々 ② 何 々			
ウ 政治団体によるもの	① 何 々 ② 何 々 (内訳の計) ② 何 々 (内訳の計)			

項 目	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
(3) その他の事業	1 何 々 2 何 々 小 計			
4 借 入 金	1 何 々 2 何 々 合 計			
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	1 何 々 2 何 々 合 計			
6 その他の収入	1 何 々 2 何 々 合 計			
収 入 の 総 額				

2 支 出 簿

支 出 の 目 的		金 額	年 月 日	支出を受け た者の氏名	備 考
項 目	摘 要				
1 経常経費					
(1) 人 件 費	1 何 々 2 何 々 合 計				
(2) 光熱水費	1 何 々 2 何 々 合 計				
(3) 備品・消耗品費	1 何 々 2 何 々 合 計				

支 出 の 目 的		金 額	年 月 日	支出を受け た者の氏名	備 考
項 目	摘 要				
(4) 事務所費	1 何 々 2 何 々 ----- 合 計				
2 政治活動費					
(1) 組織活動費	1 何 々 2 何 々 ----- 合 計				
(2) 選挙関係費	1 何 々 2 何 々 ----- 合 計				
(3) 機関紙誌の発行その他の 事業費	1 何 々 2 何 々 ----- 小 計				
ア 機関紙誌の発行事業費	1 何 々 2 何 々 ----- 小 計				
イ 宣伝事業費	1 何 々 2 何 々 ----- 小 計				
ウ 政治資金パーティー開催 事業費	1 何 々 2 何 々 ----- 小 計				
エ その他の事業費	1 何 々 2 何 々 ----- 小 計				
(4) 調査研究費	1 何 々 2 何 々 ----- 合 計				

支出の目的		金額	年月日	支出を受けた者の氏名	備考
項目	摘要				
(5) 寄附・交付金	1 何々 2 何々 合計				
(6) その他の経費	1 何々 2 何々 合計				
支出の総額					

3 運用簿

運用の目的		預入れ等に係る事項		払戻し等に係る事項				備考
項目	摘要	金額	年月日	金額 (a)	預入れ等に係る 金銭等の金額(b)	収入金額 (a) - (b)	年月日	
1 預金又は貯金	1 何々 2 何々							
2 国債証券等	1 何々 2 何々							
3 金銭信託	1 何々 2 何々							

会計帳簿記載要領

1 収入簿

- (1) 収入簿には、この様式に定める区分に従い、すべての収入を記載して下さい。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえありません。
- (2) 収入とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の收受で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のために供与し、又は交付した金銭及び有価証券の当該運用に係る当該金銭等に相当する金銭等の收受以外のものをいいます。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載します。
- (3) すべての収入は、個人が負担する党費又は会費、寄附（法人その他の団体が負担する党費又は会費を含む。以下同じ。）、機関紙誌の発行その他の事業による収入、借入金、本部又は支部から供与された交付金に係る収入及びその他の収入に分類して記載します。
- (4) 個人が負担する党費又は会費については、その件数、金額及び納入年月日を記載するものとし、その件数は、「摘要」欄に「甲他何名分」というように記載します。
- (5) 寄附（政党匿名寄附（寄附のうち、法第22条の6第2項に規定する政党又は政治資金団体が街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において受ける匿名の寄附で1件当たりの金額が千円以下のものをいう。以下同じ。）を除く。以下(7)を除き、1において同じ。）については、その寄附をした者の氏名、住所及び職業（団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下(6)において同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定する日本法人をいう。イにおいて同じ。）であるときはその旨を記載します。なお、記載に当たっては、当該寄附を「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に区分し、寄附者別に次の例により記載します。
 - ア 個人からの寄附にあつては、寄附者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、寄附者の住所及び職業を「備考」欄に「栃木県宇都宮市〇〇1丁目1番1号〇〇会館〇号室（甲会社社長）」というように記載します。

なお、特定寄附（法第19条の4に規定する寄附をいう。以下同じ。）については、個人からの寄附の項目に記載するものとし、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「摘要」欄に「㊟甲野太郎」というように記載します。また、遺贈によってする寄附は「備考」欄に「遺贈」と記載します。
 - イ 法人その他の団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「栃木県宇都宮市〇〇1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載します。なお、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載します。
 - ウ 政治団体からの寄附については、寄附者の名称を「摘要」欄に「甲政治団体」というように記載し、寄附者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「栃木県宇都宮市〇〇1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載します。
- (6) 寄附のうち、寄附のあつせんをされたものについては、寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、寄附のあつせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに寄附を集めた期間を「備考」欄に記載します。

- (7) 政党匿名寄附については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所を記載するものとし、当該場所を「備考」欄に「栃木県宇都宮市〇〇1丁目〇〇駅前街頭」、「栃木県宇都宮市〇〇1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように記載します。
- (8) 機関紙誌の発行その他の事業による収入にあつては、その事業の種類並びに当該種類ごとの金額及び収入年月日を記載するものとし、記載の要領は、機関紙誌の発行事業及び政治資金パーティー開催事業にあつては、事業の種類を「摘要」欄に「甲機関紙」、「乙機関雑誌」、「甲政治資金パーティー開催事業」、「乙政治資金パーティー開催事業」というように細分した上で記載し、その他の事業にあつては、「その他の催物事業」というように記載します。また、政治資金パーティー開催事業について、他の政治団体と共同で開催した場合は、その旨及び当該他の政治団体の名称を備考欄に記載し、政治資金パーティー開催事業の対価に係る収入の内訳を次により記載します。
- ア 政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業（対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。イにおいて同じ。）並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日を記載します。なお、当該対価の支払を「個人からの対価の支払」、「法人その他の団体からの対価の支払」又は「政治団体からの対価の支払」に区分し、対価の支払者別に次の例により記載します。
- (ア) 個人からの対価の支払にあつては、対価の支払をした者の氏名を「摘要」欄に「甲野太郎」というように記載し、対価の支払をした者の住所及び職業を「備考」欄に「栃木県宇都宮市〇〇1丁目1番1号〇〇会館〇号室（甲会社社長）」というように記載します。
- (イ) 法人その他の団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲株式会社（乙支店）」、「丙労働組合」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「栃木県宇都宮市〇〇1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載します。
- (ウ) 政治団体からの対価の支払については、対価の支払をした者の名称を「摘要」欄に「甲党（栃木県支部）」というように記載し、対価の支払をした者の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「栃木県宇都宮市〇〇1丁目1番1号（甲野太郎）」というように記載します。
- イ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、対価の支払のあつせんをされたものについては、政治資金パーティーごとに、対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日を記載するものとし、記載の要領は、対価の支払のあつせん者の氏名を「摘要」欄に記載し、住所及び職業並びに対価の支払を集めた期間を「備考」欄に記載します。
- (9) 借入金については、その借入先、当該借入先ごとの金額及び借入年月日を記載するものとし、借入先を「摘要」欄に「甲銀行（乙支店）」というように記載します。
- (10) 当該政治団体の本部又は支部から供与された交付金に係る収入については、その本部又は支部の名称並びに当該交付金の金額及び供与を受けた年月日を記載するものとし、その本部又は支部の名称を「摘要」欄に「甲党乙支部」というように記載し、その本部又は支部の主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を「備考」欄に「栃木県宇都宮市〇〇1丁目1番1号

(甲野太郎)」というように記載します。

- (11) その他の収入については、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載するものとし、その収入の基因となった事実を「摘要」欄に「甲銀行預金利子」、「乙発行債券譲渡益」、「金銭信託（丙信託会社）運用益」というように記載します。
- (12) 収入簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印してください。
- (13) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載してください。

2 支出簿

- (1) 支出簿には、この様式に定める区分に従い、すべての支出（当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。）を記載してください。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえありません。
- (2) 支出とは、金銭、物品、不動産その他の財産上の利益の供与又は交付で、法第8条の3各号に掲げる方法による運用のためにする金銭及び有価証券の供与又は交付以外のものをいいます。なお、金銭以外の財産上の利益にあつては、これを時価に見積った金額を記載するものとし、その根拠を「備考」欄に記載します。
- (3) すべての支出は、経常経費及び政治活動費に分類し、さらに経常経費にあつては、人件費、光熱水費、備品・消耗品費及び事務所に分類し、政治活動費にあつては、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金及びその他の経費に分類して記載します。
- (4) すべての支出は、支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）を「支出を受けた者の氏名」欄に「甲野太郎」（団体にあつては、「乙製本株式会社（丙支店）」（当該政治団体の本部又は支部に対して交付金を供与した場合には、「甲党乙支部」））というように記載し、支出を受けた者の住所（団体にあつては、その主たる事務所の所在地）を「備考」欄に「栃木県宇都宮市〇〇1丁目1番1号」というように記載します。
- (5) 経常経費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金銭及び年月日を記載します。

①人件費	政治団体の職員（機関紙誌の発行その他の事業に従事する者を除く。）に支払われる給料、報酬、扶養手当・通勤手当・住居手当その他の諸手当の類及び健康保険料・労働保険料その他の各種保険料の類をいう。
②光熱水費	電気、ガス、水道の使用料及びこれらの計器使用料等をいう。
③備品・消耗品費	机、椅子、ロッカー、複写機、自動車（事務所に限る。）等の備品の類及び事務用用紙、封筒、鉛筆、インク、事務服、新聞、雑誌、ガソリン等の消耗品の類の購入費をいう。
④事務所費	事務所の借料損料（地代、家賃）、公租公課、火災保険金等の各種保険金、電話使用料、切手購入費、修繕料その他これらに類する経費で事務所の維持に通常必要とされるものをいう。

- (6) 政治活動費に係る支出は、次の分類基準により、当該項目ごとに、支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその支出の目的、金銭及び年月日を記載します。

①組織活動費	当該政治団体の組織活動に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、大会費、行事費、組織対策費、渉外費、交際費の類をいう。	
②選挙関係費	選挙に関して支出される経費で、例えば、公認推薦料、陣中見舞その他選挙に関して行われる政治活動に要する経費の類をいう。	
③機関紙誌の発行 その他の事業費	(ア)機関紙誌の発行 事業費	機関紙誌の発行に従事する者に支払われる給与、材料費、印刷費、荷造発送費、原稿料その他機関紙誌の発行に要する経費をいう。
	(イ)宣伝事業費	機関紙誌の発行以外の政策の普及宣伝に要する経費（選挙に関するものを除く。）で、例えば、遊説費、新聞・ラジオ・テレビの広告料、ポスター・ビラ・パンフレットの作成費、宣伝用自動車の購入・維持費の類をいう。
	(ウ)政治資金パーティー開催事業費	政治資金パーティーの開催に要する経費で、例えば、会場借上費、記念品代、講演諸経費の類をいう。
	(エ)その他の事業費	上記の(ア)、(イ)及び(ウ)以外の諸事業に要する経費をいう。
④調査研究費	政治活動のために行う調査研究に要する経費で、例えば、研修会費、資料費、書籍購入費、翻訳代の類をいう。	
⑤寄附・交付金	政治活動に関する寄附、賛助金、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金、負担金の類をいう。選挙に関して候補者にした陣中見舞等は②選挙関係費となる。	
⑥その他の経費	その他上記以外の政治活動に要する経費で、例えば借入金の返済や事務所の無償提供等を受けた場合の収入に対応する「金銭以外のものによる寄附相当分」の額等をいう。	

- (7) 支出簿は、毎年12月31日（解散等の場合には、その日）現在で締め切り、会計責任者において署名押印してください。
- (8) 上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載してください。

3 運用簿

- (1) 運用簿には、この様式に定める区分に従い、法第8条の3各号に掲げる方法による運用に関する事項を記載します。なお、適宜、分冊して作成し、又は、補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえありません。
- (2) 運用とは、金銭等を法第8条の3各号に掲げる方法により他の財産の形態に変えることをいいます。
- (3) 預入れ等に係る事項とは、預金（普通預金及び当座預金を除く。以下同じ。）又は貯金（普通貯金を除く。以下同じ。）の銀行その他の金融機関への預入れに係る事項、国債証券等（国債証券、地方債証券、政府保証債券（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証す

る債券をいう。)又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債権をいう。以下同じ。)の所得に係る事項及び信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託(元本補てんの契約のあるものに限る。以下同じ。)に係る事項をいいます。

- (4) 払戻し等に係る事項とは、預け入れた預金又は貯金の払戻しに係る事項、取得した国債証券等の譲渡又は償還に係る事項及び信託した金銭信託の信託終了に係る事項をいいます。
- (5) 収入金額とは、払戻し等に係る金銭等の金額から預入れ等に係る金銭等の金額を差し引いた金額をいいます。
- (6) 預金又は貯金については、これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類、預け入れた金融機関の名称及び所在地並びに預入れの金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金(1年)」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行(乙支店)、栃木県宇都宮市〇〇1丁目1番1号」というように記載します。また、これの払戻しを受けたときは当該預金又は貯金の種類、払戻しを受けた金融機関の名称及び所在地並びに払戻しの金額、預入れの金額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該預金又は貯金の種類を「摘要」欄に「定期預金(1年)」というように記載し、金融機関の名称及び所在地を「備考」欄に「甲銀行(乙支店)、栃木県宇都宮市〇〇1丁目1番1号」というように記載します。
- (7) 国債証券等については、これを取得したときは当該国債証券等の種類及び銘柄、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに取得の価額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債(10年)」というように記載し、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、栃木県宇都宮市〇〇1丁目1番1号」、「甲銀行(乙支店)、栃木県宇都宮市〇〇1丁目1番1号」というように記載します。また、これを譲渡し、又は償還を受けたときは当該国債証券等の種類及び銘柄、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の価額、取得の価格、収入金額及び年月日又は償還を受けた価額、取得の価額、収入金額及び年月日を記載するものとし、記載の要領は、当該国債証券等の種類及び銘柄を「摘要」欄に「長期国債(10年)」というように記載し、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地を「備考」欄に「甲野太郎、栃木県宇都宮市〇〇1丁目1番1号」、「甲銀行(乙支店)、栃木県宇都宮市〇〇1丁目1番1号」というように記載します。
- (8) 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「ビッグ(2年)」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行(乙支店)、栃木県宇都宮市〇〇1丁目1番1号」というように記載します。また、これが終了したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額、信託した金銭の額及び収入金額並びに信託の終了年月日、期間及び種類を記載するものとし、記載の要領は、当該金銭信託の種類及び期間を「摘要」欄に「ビッグ(2年)」というように記載し、受託者の名称及び所在地を「備考」欄に「甲信託銀行(乙支店)、栃木県宇都宮市〇〇1丁目1番1号」というように記載します。
- (9) 運用簿は、毎年12月31日(解散等の場合には、その日)現在で締め切り、会計責任者において署名押印してください。

上記に掲げる事項以外の事項で会計責任者において必要と認めるものは、適宜、記載してください。

政治団体の手引

令和4（2022）年2月発行
栃木県選挙管理委員会
TEL 028-623-2126